



県測協 *HIROSHIMA*

**2013 年度**

## 目次

<b>挨拶</b>	
(1) 荒谷会長 .....	1
(2) 平口顧問 .....	2
(3) 山木顧問 .....	3
(4) 狭戸尾顧問 .....	4
(5) 足立中国地方整備局企画部長 .....	5
(6) 首藤国土地理院中国地方測量部長 .....	6
(7) 岩佐土木局長 .....	7
<b>特別寄稿</b>	
(1) 国土地理院中国地方測量部 .....	9
(2) 広島県土木局 松永技術企画課長 .....	13
(3) 国際航業 阿曾沼氏 .....	15
<b>合格奮闘記・体験記</b>	
(1) 復建調査設計(株) .....	18
(2) ダイホーコンサルタント(株) .....	19
<b>協会活動状況（平成24年度・平成25年度）</b>	
(1) 総会 .....	22
(2) 理事会 .....	23
(3) 委員会 .....	28
<b>講習会&amp;研修事業</b>	
講習会・研修会開催状況 .....	38
<b>会員企業紹介</b>	
(1) 中電技術コンサルタント(株) .....	42
(2) 明伸建設コンサルタント(株) .....	44
<b>賛助会員企業紹介</b>	
ランデス(株)中国西支店 .....	46
<b>社長&amp;スタッフ投稿記事</b>	
中国工務(株) .....	48
<b>中国地区協議会の活動</b>	
中国地方整備局企画部との意見交換会 .....	52
コンサルタント関係技術発表講習会 .....	54
<b>会員名簿等</b>	
(1) 組織図 .....	55
(2) 定款 .....	56
(3) 役員名簿 .....	66
(4) 委員会構成 .....	67
(5) 会員名簿 .....	68
(6) 賛助会員名簿 .....	69
<b>付録</b>	
平成24年度、平成25年度経営者懇談会講演録 .....	70
<b>事務局だより</b> .....	92
<b>編集後記</b> .....	93



## ご挨拶

(一社) 広島県測量設計業協会

会長 荒谷 寿一

新しい年を迎え、気持ちも新たにされた事と思います。平素はなにかと県測協の活動に対してご理解ご協力を賜り心より御礼申し上げます。

さて、一昨年政権が交代しすでに一年以上がすぎました。昨年・今年と補正予算を組んでいただき我々建設関連業も少しは明るさが見えて来ております。平成26年度公共事業費も若干アップをしており、今まで毎年削減されていた予算が久しぶりに2年連続の増額となりました。

ご承知のように平成23年3月11日東日本大震災による想定外の津波により多くの住民の方々の生命・財産が犠牲となり、国民の安心安全を守る為の事前防災・減災対策の必要性が高まりました。又笹子トンネル天井板崩落事故により土木構造物の老朽化対策、そして異常気象による豪雨災害の対策等、今後の日本の経済を支えるインフラ整備にしっかり取り組むという方向性が見えて来ました。

太田国交省大臣も2013年度をメンテナンス元年と位置付け高度成長期に集中的に整備されたインフラの老朽化対策に力をそそぎ、特に重要な2年目にはさらに徹底して踏み込むと明言されています。とは言え、国民の安心安全を守る事業を補正予算で行うというのは国民の目から見ればまた公共事業のバラマキという様に受け取られかねません。したがって毎年本予算の中で計画的に予算組みをしていただき着実に実行してゆくよう業界あげてお願いしなければなりません。そうすることで、雇用の面、そして給与の面、設備投資においても計画が立てられる事になります。

また現在自民党の中で品確法の改正、入契法・建設業法の改正等を行っており、その事によって会計法の価格競争のみの発想から技術力の競争に重点を置いた方向へと大きく変革して行く事は間違いありません。自助努力をし、各業者とも技術力を中心として力をつけることこそ生き残る道であると確信します。

その為に県測協として時代に合った技術の研修・講習等を開催し、新しい情報を届けてゆきます。協会としてみなさんにプラスになるよう活動してまいりたいと思っています。

政権が安定している今こそ、我々建設関連業の重要性を県民にしっかりと広報してゆくことが必要であります。会員全員の活動で強い県測協を目指してゆきましょう。





## 年頭のごあいさつ

法務大臣政務官  
衆議院議員

平口 洋

新年明けましておめでとうございます。

一般社団法人広島県測量設計業協会の皆様には、お元気で平成26年午（うま）年の初春をお迎えになったこととお慶び申し上げます。昨年は皆様に大変お世話になりました。本年もよろしくお願い申し上げます。

一昨年末の衆議院総選挙で国会に返り咲くことができました。これも偏に、皆様方の御支援の賜と感謝しております。この間、内閣委員会の理事として、「行政手続における特定の個人を識別出来るための番号の利用等に関する法律」を成立させました。当面福祉・医療などの分野で活用してまいります。また自民党のTPP対策委員会においては「21分野に対する検討会」の取りまとめ役として活動致しました。経済界を中心にTPPへの関心が高まる中で、TPPに加入する、しないに拘らず、難問が立ちはだかつており、苦渋の選択が迫られました。私としては、少子高齢化が進み、人口減少に歯止めが叶わない現状では、国内市場は小さくなり経済は縮小することは必定であり、これに対応するためには、企業が海外に向けて市場を求めて行かざる得ないことから、TPPへの交渉参加という道が正しい決断ではないかと考えます。

今一つは、アベノミクス効果です。一昨年末、安倍内閣が誕生し3本の矢のうち金融政策、財政政策のもと20年も続いたデフレ不況からの脱却、円安、株高が始まり景気回復の展望が見えてきています。本年は3本目の矢として成長戦略の矢が放たれることで、4月以降の消費増税に対抗し得る個人所得の改善を図り、景気浮揚の持続性が期待されるところです。

私は、昨年9月30日に内閣より法務大臣政務官を拝命しました。法務省は社会正義を確立し、すべての国民が安心・安全な生活を保証する正義の府（ミニストリー・オブ・ジャスティス）です。呉市灰が峰の事件など、少年の凶悪犯罪が増加している事態への対応は急務です。また9月には、摘出子・非摘出子の相続分を均等化した民法改正を成立させました。

当協会におかれては、国土強靱化基本法が成立し、地方においても地域の特性に応じた具体的施策として地域計画を策定し、実行することとなっております。平成26年度予算では、公共事業復活を思わせる様な取り組みがなされ、明るい兆しが見えております。

また2020年東京オリンピック開催も決まり当協会への支援要請は増加するものと期待されます。ついでには効果的な公共調達の改善が業界から要請されておりこれを受けて国土交通省においても検討されております。当協会としても従来より制度の改善等を踏まえて真剣に議論がなされて来ている。本年はその成果が現実のものとなり、ひいては業界の発展に繋がってほしいものです。

当協会の益々の発展を祈念し年頭のごあいさつとさせていただきます。

平成26年初春





## ご あ い さ つ

(一社) 広島県測量設計業協会  
顧問  
広島県議会議員 山木 靖雄

新年明けましておめでとうございます。

一般社団法人広島県測量設計業協会の会員の皆様方には、お元気で清々しい新年をお迎えの事とお慶び申し上げます。

一昨年の衆議院選挙により、自民党政権安倍内閣が誕生し、昨年の参議院選挙でも自民党が勝利して、安定多数のもとアベノミクスの名のもとに「金融政策」「財政政策」「成長戦略」の三本の矢を実行されました。

マツダの株が1年間の間に3倍に高くなった事でわかるように株価の上昇、ドル高、円安の状況に移行し、デフレからの脱却が進んでおります。

貴協会にとって、マイナス作用であった、民主党政権の「コンクリートから人へ」の標語を取っ払い、自民党政権は「国土強靱化」へと現実的な政策に変化しました。

国土の安全と災害からの保全の為の政策は、国民が求めているものであり、実現してゆく為には、土木建築業界の力と技術が必要となるわけであります。

しかし、現実には東日本大震災の復興への工事が増大し、資材と労働力の需要が供給を上回り、工事入札の不落札をまねく現状となっております。

広島県においても、公共施設工事の入札に支障がおこっている現在、経済対策としての公共工事量の増大を消化しうる状況にはないと言われております。

測量や設計の技術者不足は業界でも認識されており、対策を検討されていても現実には、対応できていない状況であります。

国の方針に沿って、技術者の養成は常時やってゆかねばならない事であると思っております。

公共事業費の経済効果は一般的には認識されておりますが、24年度の公共事業費の繰越額が約3兆7千億であったと言われており、予算の消化ができなければ地域経済の活性化も実現のものとはなりにくい状況です。

用地買収を伴わない事業として、トンネルや橋梁などの老朽化した社会インフラの補修や更新が早期に着工できるとして予算化されていくでしょう。

アベノミクスによる景気回復が地方に行き渡ってゆくのはこれからであると思われておりますので、自民党政権の長期化を支えてゆく事が必要です。

中国や韓国の反日教育の為、政情は不安定になっていますが安倍政権が続く事が大切であり、強い日本を作ってゆきたいものです。

本年も皆様の企業が隆盛し、県政発展に寄与される事を念じまして、新年のごあいさつといたします。



## 年頭あいさつ

(一社) 広島県測量設計業協会  
顧問  
広島県議会議員 狭戸尾 浩

新年明けましておめでとうございます。

広島県測量設計業協会会員さまには、清々しい新年をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

昨年は、サンフレッチェ広島の優勝と広島東洋カープのクライマックスシリーズ進出が我々に勇気と感動を与えてくれました。

また、2020年にオリンピックが東京で開催されることが決定しました。6年後を楽しみにしております。

昨年の日本経済は、アベノミクスの第一の矢である金融緩和によって徐々に景気が回復し、為替レートは年初めの86円台から20円近い円安になり、日経平均株価も大きく上昇して明るさを取り戻しつつあります。第二の矢である財政出動は、総額20兆円にのぼり、防災・復興・道路等整備のための公共事業が主体となっております。第三の矢である成長戦略では、様々な分野において構造改革が進行しています。4月には消費税率の引き上げ実施が決まっております。

私たちは、その時その時の動向を注視し、流れにしっかりと対応していかなければなりません。

広島県測量設計業協会会員の皆様には、明るい兆しが少しずつ見えてきたと感じておられることと思います。

広島県の経済を活性化するために公共工事の入札制度の見直しを行い、広島県で業を興している地元企業を優先して選定することが資金の県内循環を促進し、税収入の増にも繋がり、良好な成果を得ながら地元業界の発展と雇用の促進に繋がるものと確信しております。

そうした中で広島県では『ひろしま未来チャレンジビジョン』を基に「広島県に生まれ、育ち、住み、働いてよかった」と思える広島県の実現に「新たな経済成長」「人づくり」「安心な暮らしづくり」「豊かな地域づくり」の四つのビジョンを掲げております。これからも「広島ブランド・瀬戸内ブランド」を全国に向けて、発信を続けてまいります。

広島県測量設計業協会におかれましては、リーダーシップをしっかりと発揮され、地元業界のさらなる飛躍に貢献されるとともに会員の皆様のご健勝・ご活躍を心よりお祈り申し上げます。

私も皆様と共に広島県測量設計業協会発展のため頑張っております。引き続きよろしく願い申し上げます。年頭の挨拶とさせていただきます。





## 年頭所感

国土交通省中国地方整備局企画部長 足立 徹

明けましておめでとうございます。

謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人広島県測量設計業協会におかれましては、日頃から社会資本整備の推進のため、ご尽力を頂いておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

昨今、我が国においては、未曾有の大被害をもたらした東日本大震災や、ゲリラ豪雨等による自然災害が多発しております。昨年は、中国地方におきましても七月及び八月に、山口県及び島根県において記録的な豪雨となり、大規模な災害が発生いたしました。中国地方整備局では自治体の要請を受け、TEC-1FORCE（緊急災害対策派遣隊）を現地に派遣し、被災状況調査、二次災害防止策など災害復旧への技術支援を行いました。被害の大きさを目の当たりにし、「国民の命と暮らしを守る」という社会資本の整備・管理が最も重要な使命とあらためて強く認識したところでございます。

測量設計業協会の会員各社におかれては、地元に本社を置き、地域の事情に精通しているところから、被災現場の最前線において、調査・測量・設計等、極めて重要な役割を果たしていただいております。ご尽力に敬意を表しますとともに、引き続きご支援いただきますようお願い申し上げます。

さて、中国地方整備局の今後の事業につきましては、命と暮らしを守る防災・減災に向けた取り組み、物流ネットワークの構築など基幹ネットワーク整備、及び道路・河川管理施設等の総点検や老朽化対策への取り組みなどを着実に進めるため、これらの分野に重点を置き予算のメリハリを付けることとします。

また、各事業・施策分野においては、ハード・ソフトの手段の選択・組み合わせを適切に行い、その目的・成果に踏み込んできめ細かく重点化し、限られた予算で最大限の効果の発現を図られるよう社会資本整備を着実に進めてまいります。

この他、近年の公共事業費の減少傾向により、建設業界は厳しい経営環境が続き、大幅な人員削減による技術者・技能者の減少が進んでいます。その上、建設業界への若手入職者離れが進み、技術の伝承も困難な状況になりつつあります。これらを踏まえ、入札契約制度において、若手技術者の評価などの取り組みを継続してまいります。

東日本大震災の経験と教訓などを踏まえると、社会資本の果たしてきた役割と今後の必要性を正しく国民の皆様にご理解いただくために、戦略的な情報発信・広報に努める必要があります。このため、中国地方整備局では、昨年からは現場を見る「現場のイチオシ」、現場を学ぶ「出前講座」、現場を楽しむ「インフラツーリズム」の3本柱とする『現場百景』の取り組みを始めており、引き続き社会資本の必要性について、理解いただけるよう積極的な広報に努めてまいります。

今年度も引き続き更なるご理解とご協力をお願いいたします。



## ごあいさつ

国土地理院中国地方測量部長 首藤隆夫

一般社団法人広島県測量設計業協会が、広島県内における測量業の健全な育成発展のために多大な貢献をなされていることに対し、心から敬意を表します。また貴協会の会員の皆様には、平素から国土地理院の測量行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

我が国では地震、火山噴火、洪水等の自然災害が毎年のように発生し、国民の安全を脅かしています。中国地方においても、昨年夏には「これまでに経験したことのない大雨」と表現された豪雨により山口・島根において大きな被害が発生しました。このような状況下において、地理空間情報や衛星測位に対するニーズも多様化しています。さらには、東日本大震災からの復興と今後想定されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震の災害への備えとして、地理空間情報の一層の貢献が求められています。

国土地理院では、測量法に基づき「基本測量に関する長期計画」を策定し、その施策を推進しています。平成 25 年においては、公共測量作業規程の準則の改正、衛星測位を活用した測量業務の効率化の検討（スマート・サーベイ・プロジェクト（略称：SSP））結果として公共測量に使用する作業マニュアル（案）を策定したほか、「数値地図（国土基本情報）」や「電子地形図 25000」の刊行、必要な地理空間情報を誰もが検索し、閲覧、入手が可能となるような図書館のような「地理空間情報ライブラリー」の公開、「地理院地図」の正式公開などの施策を通じ、様々なニーズに的確に対応した地理空間情報の提供に努め、ご利用頂く方々により価値のある使いやすいものを提供することを目指して様々な取組を実施してきたところです。

現在の長期計画は、平成 21 年に策定されたものですが、東日本大震災の経験による防災意識の高まり、測量技術の発展や利用環境の変化に伴う地理空間情報の利用分野の拡大により、現行計画の策定当時と比較して社会が大きく変化したことを踏まえ、国土地理院が実施する基本測量とそれに関連する様々な政策を対応させることを目的として、長期計画の改定を進めているところです。

次の長期計画では、国・地方公共団体・民間事業者との連携を強化しつつ、地理空間情報の整備力・活用力向上の全国レベルでの推進を目指すことを目標として掲げています。国土地理院だけでは、できることは限られますが、他の国の機関、地方公共団体や民間事業者など産学官が丸となって協力して地理空間情報の整備・活用を推進していきたいとの思いです。新たな長期計画の施策を推進するにあたり、貴協会の会員企業の皆様にも、ぜひ、その一翼を担って頂きたいと期待するとともに、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会のますますのご発展と会員の皆様のご活躍を心から祈念申し上げます。





## ごあいさつ

広島県土木局長 岩 佐 哲 也

一般社団法人広島県測量設計業協会並びに会員の皆様には、平素から広島県の土木行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県においては、人口減少の進行や少子高齢化、グローバル化の進展、大規模地震の発生などにより顕在化した課題について適切に対応し、「ひろしま未来チャレンジビジョン」が目指す県土の将来像を実現するため、戦略的な投資とマネジメントの最適化を目指した「社会資本未来プラン」を策定し、さらに、このプランを着実に推進するため、「広島県建設産業ビジョン 2011」や、道路・河川など事業別の整備計画を策定し、これらの計画に基づき、社会資本の戦略的な整備を進めているところです。

これらの計画の推進に向けて、本県の土木行政においては、次の方針により事業の執行を行っているところです。

1つ目の方針としては、効果的・効率的に社会資本整備を進めるため、「社会資本整備の優先順位」などを踏まえ、「社会資本未来プラン」の短期集中戦略に係る井桁状の高速道路ネットワークの構築などの「広域的な交流・連携基盤の強化」や高速道路と観光資源をつなぐネットワーク化の促進などの「集客・交流機能の強化とブランド力向上」に質する取組みを重点的に進めて参ります。

2つ目の方針として、大規模災害発生時の迅速かつ円滑な災害支援活動に資するための緊急輸送道路の整備のほか、洪水、高潮や土砂災害から県民の生命・財産を守るための「防災・減災対策の充実・強化」や、県民の安全・安心を確保するための「総合的な交通安全対策の推進」、  
「インフラ老朽化対策」などの取組みを進めて参ります。

また、3つ目の方針として、社会インフラの潜在能力を最大限引き出すための「ハードとソフト対策との一体的な取組の推進」や、社会インフラの整備を補完するためのソフト対策にも重点的に取り組んで参ります。

こうした中、昨年3月には中国横断自動車道尾道松江線の三次東JCT・IC～吉田掛合IC間や、警固屋音戸バイパスの供用を開始し、7月には野間川ダムが竣工するなど、本県の将来を支える社会資本の整備を着実に進めるとともに、10月には広島空港は開港から20年を迎え、利用者累計も6,000万人を突破いたしました。

更に、今年3月の広島高速道路高速3号線の全線開通、中国横断自動車道尾道松江線については26年度中の全線開通に向けて着実に整備を進めて参ります。

本県土木行政を推進していく上で、測量・調査・設計業務は不可欠なものであり、貴協会の皆様には、社会資本の整備を進めるための重要な役割を担っていただいているところです。引き続き本県の社会資本整備の推進にご支援とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、貴協会のますますのご発展と会員の皆様の皆様のご活躍を心から祈念申し上げます。



## 平成 26 年度の国土地理院関係予算等について — 地理空間情報の整備・活用による災害対応の強化 —

国土地理院中国地方測量部

政府は、平成 25 年 12 月 24 日の閣議で、平成 26 年度予算の政府案を決定しました。国土地理院関係の平成 26 年度予算は、総額 99 億円（対前年度比 1.04）となりました。

また、平成 25 年 12 月 12 日の閣議で決定した平成 25 年度補正予算案には、国土地理院関係の総額 6 億円が計上されています。

参考：<http://www.gsi.go.jp/WNEW/PRESS-RELEASE/26yosan.html>

平成 26 年度予算案の主な内訳は、以下のとおりです。

### ○電子国土基本図及び基盤地図情報の着実な更新

1,567 百万円

国土地理院が整備・提供する国土のありさまを示す電子国土基本図と電子地図上の位置の基準となる基盤地図情報の適切な更新を行うことにより、防災施策の推進、インフラマネジメントの高度化、国土の管理・保全、経済の発展に貢献します。

**【更新の必要性】**  
 防災施策の実施、国土の管理・保全等を適切・円滑に実施するため、電子地図上の位置の基準、それに基づいた我が国の国土の現況を示す基本的な地理情報を、全体として一定の鮮度を保ちつつ、また利用価値のある重要な内容については迅速に更新・提供することが不可欠。

<電子地図上の位置の基準である基盤地図情報の更新>



<地図の基本となる電子国土基本図の更新>

地図情報	正射画像	地名情報
		

**【電子国土基本図及び基盤地図情報の利用例】**

<p>インフラの整備・管理業務への活用を推進</p>  <p>（地理院地図を用いた「見える化」）</p>	<p>都市計画基礎調査のベースマップ作成に利用</p>  <p>（都市計画図）千歳県館山市</p>	<p>統合型GISの背景地図として利用</p>  <p>（WebGIS地域マップ）大阪府門真市</p>	<p>電子入札システムにおける工事箇所情報の提供</p>  <p>（電子開覧箇所システム）鹿児島県土木部</p>	<p>民間における地図作成に利用</p>  <p>（Googleマップなど）</p>
---	--	--	--	---

**【更新のイメージ】**

**《迅速更新》**  
 確実な情報を持つ公共施設の整備者・管理者との連携・協力の下、重要な施設の更新を迅速に実施（右図）。

**《面的更新》**  
 その他全般にわたり面的に更新。

電子国土基本図

施設整備・管理者  
工事調査等を併用開始前に国土地理院へ提供

効果  
施設管理の効率化  
施設の整備効果増進

・工事開始等をもとに更新  
・供用開始に合わせて公開  
業務に活用

**効果**

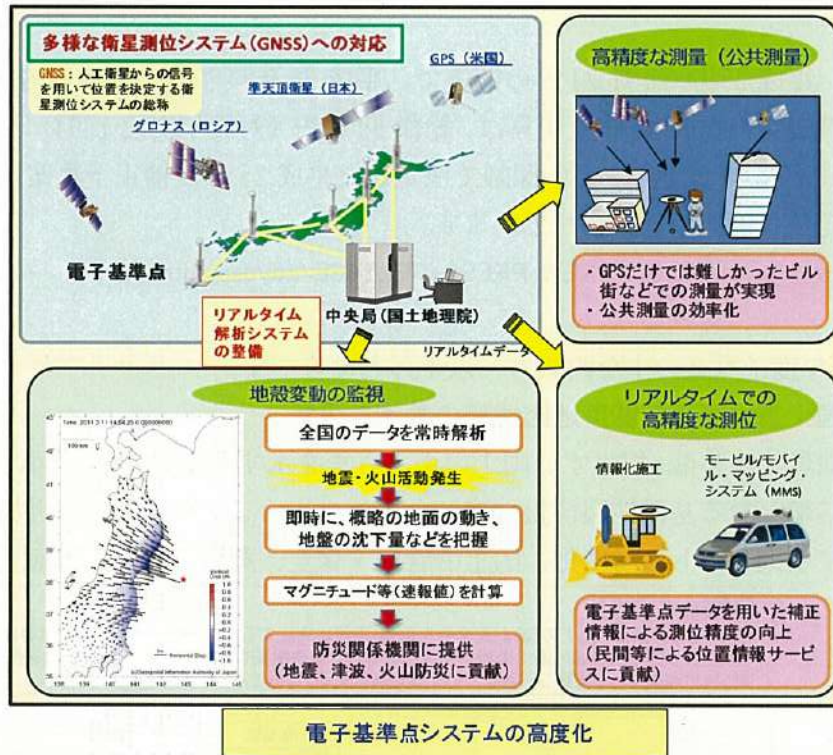
- ◆（国民にとって）最新の施設の供用情報により利便性の向上を享受、国土の状況や地名を正確に把握することが可能
- ◆（国、地方公共団体等にとって）災害時における最新のベースマップとしての活用のほか、電子地図の活用によるインフラマネジメントの高度化、法定図書等を作成する際の重複回避に貢献
- ◆（民間企業にとって）道路地図等地図作成の費用が軽減し、国民が迅速に情報を享受。また、迅速な情報提供による新たなサービスの発展に寄与



○津波予測支援等のためのGNSS連続観測システムの高度化

722百万円

国土地理院のGEONET（GNSS連続観測システム）の中央局解析システムの整備と観測機器等の更新により、津波の予測支援等のためのリアルタイムでの地殻変動検出能力を強化するとともに、測量分野、情報化施工等での電子基準点の活用を促進するための次世代GNSS対応を推進します。



- 効果**
- ◆多様なGNSSデータの提供 ⇒ 測量や測位の効率化、コスト削減を実現
  - ◆リアルタイムデータの円滑な提供 ⇒ 地理空間情報サービス産業の発展に貢献
  - ◆大地震に伴う津波予測支援、地盤沈下等の迅速な把握 ⇒ 安心・安全に貢献

○人工衛星の利用等による地殻変動監視の推進

285百万円

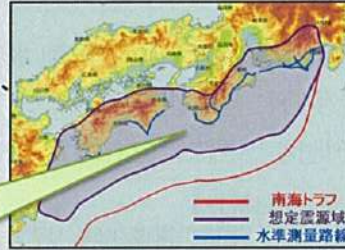
陸域観測技術衛星2号（ALOS-2）等の観測データを利用し、地震や火山活動による地殻変動情報、地すべり等に関連する地盤変動情報の監視を推進するほか、南海トラフ地震等の想定震源域において、水準測量による地殻の上下変動観測を強化します。





## 南海トラフ地震の想定震源域で地殻変動を捉える

南海トラフ地震の想定震源域において、水準測量による上下変動の観測を強化し、地殻変動の変化を詳細に把握する。



水準測量により詳細な上下変動を把握する



南海トラフ地震想定震源域と観測地域

効果

- ◆ 地殻変動の状況を様々な手法で的確に把握することにより、国民に対して迅速で正確な防災・減災情報を伝えることが可能
- ◆ 地殻変動観測により地震や火山噴火から国民の生命・財産を守り、安全・安心に貢献

また、平成 25 年度補正予算案の主な内訳は、以下のとおりです。

○国土地理院における施設の防災機能強化等

155 百万円

首都直下地震等の災害時にも防災上重要なデータの収集・解析・提供を確実にけるよう、地殻変動監視施設の防災機能の強化を行います。



このほか、「復興、防災・安全対策の加速」に本省水管理・国土保全局と共同で次の施策を実施します。

○電子防災情報システムの整備(水管理・国土保全局に一括計上) 462 百万円

災害発生時に各情報源からオンラインで提供される各種情報を集約し、リアルタイムに電子地図上に統合できる電子防災情報システムを構築します。

**【必要性】**  
大規模災害発生時、リアルタイムに集まる現場情報、被災者情報、各種支援活動情報、現地画像等の各種情報を迅速に把握し、これに基づく確かな対応を可能とすることが、国民の生命、身体及び財産を守る上で重要である。



国土地理院の平成 26 年度予算案等の概要を説明しましたが、当部管内に係わるこれらの事業については着実に実施していきます。

このほか、中国地方における公共測量事業の調整等に関する測量行政、地理空間情報の利活用促進のための地域連携等の施策を引き続き実施しますので、御理解・御協力をよろしくお願いします。



## 公共土木施設の老朽化対策の取組について

広島県土木局技術企画課

課長 松永 悟

### 1 はじめに

広島県では、高度経済成長期に整備された多くの公共土木施設が、将来、集中的に更新時期を迎えることから、施設の適切な機能・サービス水準の確保を目的に、アセットマネジメントを導入し、長寿命化によるライフサイクルコスト縮減や維持管理費の平準化を図ることとし、平成17年度に「広島県公共土木施設維持管理基本計画」（以下、維持管理基本計画という。）を定めました。

この維持管理基本計画に基づき、順次、施設の点検や施設データベース・関係システムの構築などを進め、施設毎の「修繕計画」とこれらを統括する「広島県公共土木施設維持管理計画」（以下、維持管理計画という。）の策定に取り組んでいるところです。

一方で、利用者等の被害に繋がるコンクリート片落下事故等も発生しており、県民の安全確保と安心感の回復を図る観点から、緊急点検と必要な補修も実施しています。

これらを踏まえ、今後、公共土木施設の老朽化対策については、

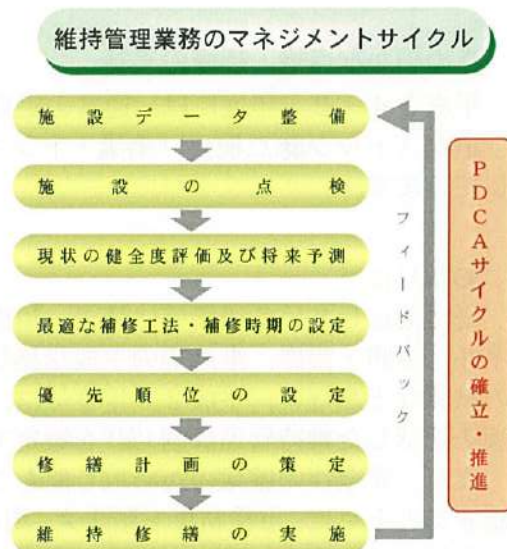
- I アセットマネジメントを活用した計画的な維持管理・更新<長期的な施設健全性確保>
  - II 利用者等の被害の防止を目的とした、きめ細かな点検・補修<県民の日常の安全確保>
- を柱として、進めていく必要があります。

### 2 アセットマネジメントの取組

#### (1) 「維持管理基本計画」について

維持管理基本計画では、維持管理手法を、従来の対症療法型から、予防保全型・事後保全型等に転換することを掲げ、点検により施設状態を把握・評価し、中長期的な状態変化を予測することで、ライフサイクルコストが最小となる補修時期や工法を設定し実施する、PDCA型のマネジメントサイクル（アセットマネジメント）を導入することとしています。

施設の重要度や影響度に基づき、優先的にアセットマネジメントを導入する重点施設と、その後に導入する一般施設等に分類し、これまでに、橋梁、トンネル、ダム、河川堤防・護岸、河川排水機場、砂防堰堤等で導入しており、今後も、順次導入を進めることとしています。



#### (2) 「修繕計画」とアセットマネジメントの導入効果について

施設毎に策定する修繕計画では、個別構造物の効果的な補修時期及び工法などを設定し、必要な費用を算出することとしています。

この修繕計画は、施設毎に維持管理業務のマネジメントサイクルを回すための計画であり、修繕や点検の結果により適宜見直しを行います。

平成23年度には、「広島県橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。この計画では、予防保全型の維持管理の導入等により、保全更新費用の平準化と60年間で約50%のコスト縮減が図られています。

現在までに、橋梁のほか、河川排水機場、ダム、下水道（機械電気設備）、公園の各施設で修繕計画を策定しています。



### (3) 「維持管理計画」について

維持管理計画では、施設毎に策定した修繕計画を取りまとめ、異なる施設間での優先度を検討した上で、対象施設全体の修繕費をシミュレーションし、修繕費全体の平準化を図るなど、対象施設全体の維持管理をマネジメントするとともに、

- ① 対象施設全体の将来必要となる修繕費の予算規模等を把握する
- ② 異なる施設間での優先度に基づいた修繕費全体の平準化を図る
- ③ 平準化により調整した施設毎の修繕費は、それぞれの修繕計画に反映させる
- ④ 修繕計画の進捗状況等を検証し、必要に応じて見直しを行う

といった、マネジメントサイクルを確立していきます。

### 3 きめ細かな点検・補修の実施

平成24・25年度には、通常の定期点検に加え、利用者等の被害の防止を目的として、「道路ストック総点検」、「橋梁・トンネルの緊急点検」、「河川管理施設緊急点検」を実施しています。

### 4 おわりに

既に策定している橋梁等につき、損傷状況のデータベース化を概ね終了している、トンネル、堤防・護岸、港湾等の主要な施設について、施設劣化の進行状況の推定や修繕費用の試算などを行い、平成25年度には、修繕計画(案)を策定するとともに、全ての修繕計画を統括した維持管理計画(案)を策定する予定としています。

また、安全性の確保のため取り組んでいる緊急点検等を着実に実施し、必要な補修を実施するとともに、点検結果を踏まえ、現在の点検内容・頻度等について検証していきます。

今後も、これらの取組を推進・強化し、県民の安全で快適な生活が確保されるよう、公共土木施設の適切な維持管理に取り組んでいきます。



## 車載型高密度レーザーを用いたアセットマネジメントへの利用について

国際航業株式会社 阿曾沼 和義

### 1.はじめに

我が国における道路およびその関連施設は高度経済成長期に集中的に整備されてきた。現在その更新時期が切迫している。しかし、財政状況を考えると効果的かつ効率的な修繕が必要となる。

また、2012年12月に発生した中央自動車道笹子トンネル事故を契機として、国土交通省は「法面」「トンネル」「道路付属物」「舗装」「橋梁」の5項目に対して総点検をすることを高速道路会社や地方整備局、地方自治体に指示した。

本稿では、高密度レーザー、カメラ、位置制御装置を搭載したトリンプル社製MX-8を使用してアセットマネジメントへの利用事例を紹介する。

### 2.アセットマネジメントについて

アセットマネジメントは、資産を管理していく上で、劣化・損傷を予測し、適切な時期に補修を行い、資産の延命化を図ることで効率的な維持管理を行うことと定義する。

しかしその管理すべきデータは膨大にあり、情報をいかに効率よく収集するかが課題となる。そこで本稿では、MX-8を用いた道路および沿道に関わる調査事例を紹介する。計測したデータから画像およびレーザーの互いの長所を利用することにより、効率的に必要な情報を取得することが可能となるため、道路ストック総点検の調査に利用できるのではないかと考える。

### 3.計測車両

MX-8の外観図を図1に示す。

また、計測車両に搭載しているレーザースキヤナおよびカメラの諸元を表1、表2に示す。



図1 計測車両

表1 レーザースキヤナ諸元

レーザー型番	VQ250×2
メーカー	RIEGL
スキャン角度	360°
最大レーザーパルス	300kHz
スキャンングレート	100Hz
距離測定範囲	最大 300m
測定可能距離	75m (反射強度 10%) 200m (反射強度 80%)
システム誤差	±10mm (距離 150m 以内)
角度分解能	0.001°
2点間距離 (5m 地点)	進行方向 7~15cm 直角方向約 2cm

表2 カメラ諸元

カメラ種類	スチールカメラ	全方位カメラ
品名	Grasshopper	Ladybug 3
メーカー	Point Grey Research	Point Grey Research
画素数	500万画素	200万画素 (1レンズ)
濃淡階調レベル	14bit	12bit
レンズ焦点距離	5mm	3.3mm
分解能(10m)	0.7cm	1.4cm

### 4.計測精度

計測したデータの位置精度が低くはアセットマネジメントへの利用は難しい。

弊社では精度検証サイトを設け、定期的に精度検証を行っている。表3に現地検証点約200点との較差をまとめたものを示す。

表3 現地検証点との較差(絶対精度)

取得方式	レーザー		ステールカメラ	
	水平	標高	水平	標高
最大値(m)	0.093	0.111	0.113	0.106
平均値(m)	0.038	0.062	0.048	0.064
標準偏差(m)	0.021	0.019	0.026	0.020

この値は国土地理院発行の「移動体計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル(案)」における地図情報レベル1/500(水平精度15cm、標高精度15cm)の精度を有していることを示す。

ただし、GNSSが受信しづらい箇所では、現地に調整用基準点を設けて調整計算を行う必要がある。

## 5.従来手法の課題

舗装やトンネル調査では特殊車両による計測が行われてきた。しかし、法定速度で計測ができないため交通規制が必要である。このような車両は、対象分野の情報しか取得できないため、分野毎の専門機器が必要となっていた。

法面やトンネル調査は人が入りづらい現場や、危険を伴う箇所がある。

道路付属物調査に関しては管理すべき数が膨大であるため、管理が難しく一番効率性の向上を求められている。

これまで現地で人が調査していたものを極力なくして、コストを減らすことにより持続的に維持管理を行う必要がある。また、人によって判断基準が変わらないよう、一貫性のある評価基準に基づいて客観的に評価する必要がある。

## 6.適用事例

適用事例として、法面、トンネル、道路付属物、舗装(簡易路面性状)について記載する。

### 6-1.法面

車両による計測であるため、航空レーザーでは取得できない樹下や構造物の側面データを取得することができ、さらに法面の高位置のデータを取得できる(図3)。

また、危険な箇所に入り込むことなく計測を行うことができる。

一方で、法面に遮られることにより、GNSSの取得数が減るため絶対位置の精度が低下する。多時期データによる経年変化箇所の抽出や大縮尺の図面を作成する場合などには課題が残る。

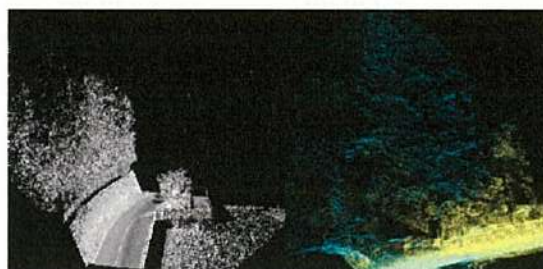


図2 斜め鳥瞰図 図3 航空レーザーとの重畳

### 6-2.トンネル

特殊車両とは異なり、法定速度で計測が可能であり通行規制は不要である。

また、スキャン角度が360°であるため、天井の計測が可能である。

凹凸については、5mm程度まで識別が可能である。トンネル内の設備などを判読することができるため、付属物の管理を行うことができる(図4)。

ひび割れについてはレーザーでは抽出が難しいため、画像を利用する必要がある。その際にトンネル内は暗いため、光源車が必要となる場合がある。

法面と同様に、トンネル内の位置精度の確保が課題となる。



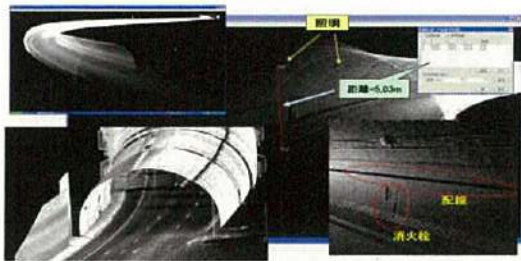


図4 トンネル内設備

### 6-3.道路付属物

道路付属物には、防護柵、道路標識、地点標、視線誘導標、区間線、道路照明施設、道路情報管理施設の7項目がある。

道路付属物は数が膨大であるため、効率的な情報の取得とその管理手法が求められる。そこで、撮影した膨大なデータの中から必要な情報を抽出するために、画像を利用した自動抽出や、レーザーデータによる形状を利用した地物取得を行うことにより、作業の効率化を図ることが可能である(図5)。取得したデータはそのまゝ GIS などを利用して管理することができる(図6)。

ただし、自動判読の精度は80%程度であり、更なる効率化が求められる。



図5 自動取得(左:画像 右:レーザー)



図6 取得データのGIS管理

### 6-4.舗装(簡易路面性状)

交通規制を行うことなく、高密度レーザーにより20mm程度のわだち掘れ、平坦性の確認が可能である(図7)。ひび割れについては高密

度レーザーの点密度でも検出ができないため、解像度の高いスチールカメラ画像を使用する(図8)。

評価の妨げとなる車や人は、必要に応じてフィルタリングする必要がある(図9)。また、現在使用されている特殊車両の代わりとして使用するには、取得データを比較して検証する必要がある。

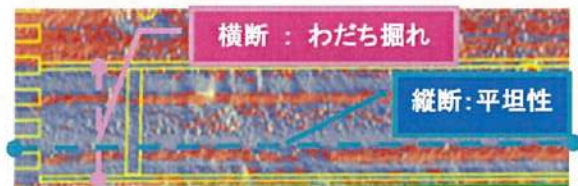


図7 わだち掘れ 平坦性



図8 ひび割れ 図9 フィルタリング

## 7.まとめ

本稿ではMX-8による道路ストック総点検の調査への利用について検討した。

特殊車両を使用すると交通規制が必要であるが、MX-8では交通規制が不要で、法定速度での計測が可能である。

その他、ひび割れや種別の判読ではレーザーのみでは難しいため、同時に取得する画像データを用いることにより、判読することができた。

このように画像と高密度レーザーの長所と短所を上手く補いながら利用することにより、複数分野の情報を1台で同時に取得することが可能となった。

また、一度計測したデータは何度も見直すことができ、客観的な評価結果の作成に繋がる。

しかし、取得したデータで全ての情報を取得することはできない。適宜専門車両や現地計測を行い、不足しているデータを補う必要がある。



## 技術士合格奮闘記 (建設部門：港湾及び空港)

復建調査設株式会社 宮本 泰英

### 1. 御礼！「技術士」合格

気が付けば、入社二十年目を迎えようとしていました。にもかかわらず、周りの方々より叱咤激励をいただき続けましたおかげで、2013年、やっと「技術士」合格の吉報を手にすることができました。ひとえに、周りの方々のご指導・ご協力のおかげでありまして、この場をお借りしまして、改めて御礼申し上げたいと思います。

### 2. これまでの受験の反映

振り返れば、これまで、諸先輩方より技術士受験の心構えを色々とアドバイスを受けていたにも関わらず、頑なに、「技術士」を目指すからには、通常の業務の中でスキルを磨き、自分の力で合格を勝ち取るべきである！」と思い込んでいたように思います。そして、この変なこだわりは受験を繰り返す度に強くなっていったように思います。

このため、受験準備も独りよがりには回答案を作成するだけで、出題に応じて柔軟に回答を構成するスキルもボキャブラリーも持ち合わせず、未受験、途中棄権を繰り返し、受験申込を行った回数（振り込んだ受験料）を思い出すのも恐ろしくなる状況となっていました。

### 3. 受験対策の見直し

そこで、独りよがりの受験対策を改め、主に、次の2つの取り組みを実施しました。

「今更なの？」と思われるかもしれませんが、私が実施した1つ目の取り組みは、独りよがりには作成していた回答案を周りの方々に添削してもらい、修正を繰り返すことでした。受験を重ねると、変なこだわりによりこれがなかなか難しいことになっていました。回答案の作成と添削の繰り返しは、自分の考えや意見を分かりやすく、コンパクトにまとめる訓練になるとともに、頭の中で短時間に回答を組み立てる訓練にも大変役立ったと思います。

2つ目の取り組みは、心機一転を図るために、外部の講座を受講することでした。ちなみに、受講した講座は、本広報誌を発行する(一社)広島県測量設計業協会の技術士第二次受験対策講習会でした（宣伝のつもりはありません！）。これにより、自分と同世代やより若い人たちの技術士取得に向けての姿勢を改めて知ることができました。そして、自分の受験に対する取り組みの甘さを思い知るとともに、これ以上、若い人たちに先を越されてはならないという強い危機感を感じることができました。ついでに言うと、CPDポイントも取得できました。

### 4. おわりに

今回、合格できた背景には、周りの方々からのご支援とともに、新たな取り組みにより、これまでのマンネリを打開し、合格に向けての新しい意気込みを醸成できたことと思っています。

ずっと、「運が悪いため」と自分に言い聞かせてきましたが、振り返って見ると、やはり、不合格には準備不足や的を外れた準備など、相応の理由があったと反省しています。この私の体験談が、どなたかの技術士受験に対し、心機一転を図るきっかけにでもなれば幸いです。





## 技術士（応用理学部門：土木地質）合格体験記

ダイホーコンサルタント株式会社 河野靖広

### はじめに

多くの同僚・後輩が合格していく中で、焦燥感を感じながらの数回の挑戦、さらに以前勤めていました会社の倒産、リストラ等に翻弄されながら、技術屋としてのプライドを守り、なんとか「技術士合格」という一里塚に到達できました。

以下に受験顛末を記します。

### 受験願書

受験願書（経歴）は、古いものは概略に留め、近年の実績について詳細を記しました。「業務の一貫性」は基より、口答試験に備え、「技術者としての成長過程」をまとめました。

### 筆記試験

午前の必須科目の出題に用いられている論文・資料は、公的機関が発信したものであるし、試験問題という性格上、評価をしても批判をしない、と留意しました。

さらにその資料が目指す理想と現実とのギャップを読み解き、そのギャップを埋めるため、技術士のあるべき姿や工夫といったものをまとめました。

午後の選択科目は、日常業務の延長で解答できる問題です。「技術士の立場で考えること」で、日頃の業務で直面している問題と解決策、あるいは理想像について解答した内容が評価されたのだろうと思っています。

試験後の感想として、午前は裏付けの無い楽観がありましたが、午後は「あともう少し」と落ち込みました。

しかし、後になって考えると、たぶん、自分で反省していたより、記述量が多く、まとまった解答であり、筆記試験を突破できたのではないかと思っています。

### 技術的体験論文・口答試験

体験論文は、私の創意工夫について、自分の価値観に拘ることなく、諸先輩の意見を参考に、要旨のみを淡々と平易な日本語にまとめました。

口答試験では、導入部分の経歴説明が滞りなくでき、緊張が解けました。

経験論文では、面接官の理解度が高いことに加え、多面的な質問を頂き、驚かされました。体系的専門知識や技術に対する見識は、ここで吟味されたのでしょうか。

### 最後に

$\pi$ （他分野と連携できる）技術者・ $\Sigma$ （全方位に視野を持った）技術者となるべく、更に精進します。

（自分を励ますつもりで、言いきってみました。）

以上、駄文にて失礼いたしました。

## RCCM 合格体験記（下水道）

ダイホーコンサルタント(株) 石川泰志

これまでRCCM試験の受験を試みていましたが、通常業務に時間を取られ、勉強不足のまま挑み、不合格という結果に終わっていました。今回の試験では、今までと同様に勉強の時間は多く取れませんでした。何とか合格することが出来ました。過去の結果を肝に銘じ、短期集中でも勉強・試験に望んだことが良い結果に繋がったと思います。

- ◇ 受験対策としては、事前に行われた講習会に参加して出題傾向を把握するとともに、参考テキストを中心に勉強しました。勉強は1ヶ月ぐらい前から始め、会社から帰ってからの1時間を当てることにし、前半は択一式、後半は論文に時間を費やしました。論文作成は、会社に資料が多くあるため、仕事が終わってから残らせてもらい勉強しました。
- ◇ 経験論文では、今まで経験した設計業務に関して、下水道の面整備を目的とした基本設計及び実施設計業務、広域避難場所に設置される防災用仮設トイレの配置計画等について作成しました。業務遂行する上での技術的対応と管理技術力が重視されており、毎年同じ問題形式なので事前に論文を作成することが可能で、作成後に何回か読み直して修正を加え、上司等に添削をお願いして精度を上げていきました。また、約2400字を記述するため、文字を書く練習も行いました。
- ◇ 業務の管理技術力を問う論文は、10種類ぐらいのテーマから3問出題され、3問の中から1問選択して記述します。過去の出題問題から論文を作成して、全てを暗記とまではいきませんでした。文章の流れとキーワードに重点を置き、全体に目を通すように心掛けました。実際の試験では若干問題内容が変更されて出題されましたが、キーワードを組み合わせて何とか記述することが出来ました。
- ◇ 択一問題では、毎年類似問題が出題されることから、講習会テキスト等を利用した過去問題をやっていきました。

最後に、試験勉強を始めるに当たり、まずは試験内容を把握し、どのような問題が出題されるか知ることが重要だと思いました。実際のところ、思うような勉強時間は取れませんでした。試験に合格できたことは、これまでの貴重な業務経験と受験に望む気持ちの変化が大きかったと考えます。



## RCCM 合格体験記（鋼構造及びコンクリート）

ダイホーコンサルタント(株) 片岡秀起

試験当日は雨。初めて訪れた試験会場（広島大学）はとても寒く、寒さに震えながらの受験でしたが、合格することができ、うれしく思っています。

初めての受験で、多忙であったことから事前の準備も十分でなく、様子見と思って受験したため、今後受験される方に参考になるとは思えませんが、以下に試験当日までの受験対策を記します。

### 〔問題Ⅰ〕 受験する専門技術部門における自己の業務経験

毎年同じ問題なので、事前に用意した論文を暗記して試験に臨みました。論文は出願時に用意し、論文に記述する3つの業務を業務実績証明書に記載しました。

### 〔問題Ⅱ〕 業務関連法制度、技術者倫理及びその他建設一般

通勤時間利用し、JACIC が主催する講習会のテキストを一通り読み、試験に臨みました。このため、国土交通白書に関する問題が分かりませんでした。他の問題が解けたため合格ラインに達したと思います。

### 〔問題Ⅲ〕 業務遂行のための業務管理技術力

事前対策は行わず試験に臨みましたが、出題テーマが日頃行っていること、考えていることであり、試験時間も十分あったため、その場で書き上げることができました。

### 〔問題Ⅳ〕 土木関連共通基礎技術知識、受験する専門技術部門の専門技術知識

昨年の過去問題を見ると、比較的簡単な問題であったため、事前対策は行わず試験に臨みました。自分の専門分野であれば、特に勉強しなくても十分合格ラインに達すると思います。

全体的に試験時間は十分にあり、慌てることなく問題を解くことが出来ました。

## 総 会

### 第36回通常総会

日 時：平成24年4月26日（木） 15：00

場 所：鯉城会館

議 題

- 1 平成23年度事業報告承認について
- 2 平成23年度収支決算報告承認について
- 3 平成24年度事業計画（案）について
- 4 平成24年度収支予算（案）について
- 5 役員改選について



### 第37回通常総会

日 時：平成25年4月25日（木） 15：00

場 所：ひろしま国際ホテル

議 題

- 1 平成24年度事業報告承認について
- 2 平成24年度収支決算報告承認について
- 3 平成25年度事業計画（案）について
- 4 平成25年度収支予算（案）について





## 平成 24 年度 理事会

### 第 1 回理事会

日 時：平成 24 年 4 月 26 日（木） 15：30  
場 所：鯉城会館  
議 題：会長・副会長の互選について

### 第 2 回理事会

日 時：平成 24 年 5 月 8 日（火） 15：00  
場 所：（社）広島県測量設計業協会事務局  
議 題

- 1 委員会の構成について
- 2 委員会の開催日程について
- 3 県との意見交換会における議題について
- 4 その他
  - (1) 役員への就任承諾について
  - (2) 中国地区協議会定例会の議題について
  - (3) 次期総会開催日程等について
  - (4) 会員の退会について
  - (5) その他

### 第 3 回理事会

日 時：平成 24 年 6 月 26 日（火） 15：00  
場 所：（社）広島県測量設計業協会事務局  
議 題

- 1 賛助会員の募集について
- 2 講習会・研修会関係規程の制定について
- 3 給与等支給規程の改正について
- 4 県（地方機関）との意見交換会の実施について
- 5 その他

### 第 4 回理事会

日 時：平成 24 年 8 月 30 日（木） 15：00  
場 所：（社）広島県測量設計業協会事務局  
議 題

- 1 広島市優良技能勤労者表彰について
- 2 コンクリート構造物維持管理講習会の開催について
- 3 ホームページ及び広報誌の編集について  
広報誌編集協力者に対する謝礼について
- 4 レクレーション事業（ボーリング大会）の実施方針について
- 5 県との意見交換会について
  - (1) 土木局長との協議結果（概要）

- (2) 建設事務所との意見交換会結果（概要）
- (3) 次期意見交換会（10月中旬予定）における提案・要望内容等
- 6 その他
  - (1) 経営者懇談会の運営方針について
  - (2) 国土交通省中国地方整備局と中国地区協議会との意見交換会について

#### 第5回理事会

日 時：平成24年10月24日（水） 15：00

場 所：（社）広島県測量設計業協会事務局

##### 議 題

- 1 県との意見交換会（提案・要望）について
- 2 新法人に係る定款の内容の一部変更について
- 3 優良職員表彰について
- 4 経営者懇談会の開催について
- 5 中国地区協議会について
  - (1) 技術発表会の開催に向けた対応
  - (2) 中国地方整備局（企画部）との意見交換会結果（概要）
  - (3) 定例会への提案議題
- 6 その他
  - (1) 会員の退会について
  - (2) 防災委員会講演会の開催について
  - (3) 自民党広島政経文化講演会について

#### 第6回理事会

日 時：平成24年11月29日（水） 15：00

場 所：（社）広島県測量設計業協会事務局

##### 議 題

- 1 県との意見交換会の状況について（報告）
- 2 当面の活動方針について
  - (1) 技術講習会に関するアンケート調査の実施（提案）
  - (2) 賛助会員の募集（提案）
- 3 中国地区協議会定例会の結果について
  - (1) 事務局運営体制の充実強化（報告）
  - (2) 技術講習会の新規実施（提案）
- 4 その他
  - (1) 経営者懇談会の実施（報告）
  - (2) 県立美術館企画展示の案内（情報提供）
  - (3) その他

#### 第7回理事会

日 時：平成25年2月13日（水） 13：30

場 所：（社）広島県測量設計業協会事務局

##### 議 題

- 1 大型補正に伴う業務発注に対する対応方針について
- 2 委員会の開催日程について
- 3 その他



- (1) 経営者懇談会の実施（報告）
- (2) その他

## 第8回理事会

日 時：平成 25 年 3 月 25 日（月） 15：30

場 所：（社）広島県測量設計業協会事務局

### 議 題

- 1 各委員会の担当事業について
- 2 予算流用について
- 3 平成 24 年度決算（見込）について
- 4 平成 25 年度予算（案）について
- 5 平成 25 年度暫定予算（案）について
- 6 定款施行細則の改正について
- 7 一部規程の改正について
  - (1) 給与支給規程
  - (2) 講習会運営規程
  - (3) 旅費規程
  - (4) 表彰規程
  - (5) 慶弔規程
- 8 その他規程の団体名読み替えについて
  - (1) 就業規程
  - (2) 委員会規則
  - (3) 綱紀特別委員会規則
  - (4) 情報公開規程
- 9 賛助会員の加入について
- 10 顧問への就任について
- 11 総会の運営について
- 12 その他
  - (1) 一般社団法人への移行認可について
  - (2) 中国地区協議会の平成 25 年度事業計画について  
（第 1 回設計関係技術発表会）
  - (3) その他

# 平成 25 年度 理事会

## 第 1 回理事会

日 時：平成 25 年 5 月 30 日（木） 15：00

場 所：（一社）広島県測量設計業協会事務局

### 議 題

- 1 平成 25 年度事業内容に係る各委員会協議結果報告
  - (1) 総務広報委員会
  - (2) 技術委員会
  - (3) 経営委員会
- 2 県との意見交換会における議題について
- 3 その他
  - (1) 中国地区協議会定例会の協議結果について
  - (2) 中国地区測量技術発表会について
  - (3) 参議院選挙への対応について
  - (4) その他

## 第 2 回理事会

日 時：平成 25 年 7 月 16 日（火） 16：00

場 所：広島パシフィックホテル

### 議 題

- 1 県との意見交換会（本庁&土木局長）協議結果報告
- 2 県との意見交換会（出先機関）における議題について
- 3 設計関係技術講習会に係るテーマ選定について
- 4 設計関係技術発表会（中国地区主催）について
- 5 中国地区協議会会長・副会長会議協議結果報告（口頭）
- 6 広島市優良勤労技能者表彰について
- 7 新聞広告の掲載について
- 8 工事中情報共有システムの実施について
- 9 その他
  - (1) 今後の活動予定について
  - (2) 参議院選挙への対応について
  - (3) その他

## 第 3 回理事会

日 時：平成 25 年 10 月 10 日（木） 15：00

場 所：広島パシフィックホテル

### 議 題

- 1 国の出先機関に対する要望（案）について
- 2 広報の作成について
- 3 優良職員表彰について
- 4 全測連中国地区協議会の議題（案）について
- 5 県の出先機関との意見交換会結果について（報告）
- 6 土木局長との協議結果について（報告）
- 7 賛助会員の加入について（報告）



- 8 土木コンサルタント業務技術講習会等について（報告）
- 9 経営者懇談会について（報告）
- 10 中国地方整備局との意見交換会結果について（報告）
- 11 その他
  - (1) 次年度総会の開催日程について
  - (2) 自民党政経文化懇談会について
  - (3) その他

#### 第4回理事会

日 時：平成 25 年 12 月 3 日（火） 15：00

場 所：広島パシフィックホテル

#### 議 題

- 1 国の出先機関との意見交換会結果について（報告）
- 2 中国地区協議会定例会の協議結果について（報告）
- 3 土木コンサルタント業務技術講習会のあり方について
- 4 災害協定の見直しについて
- 5 定款施行細則の改正（案）について
- 6 賛助会員からの意見徴取（案）について
- 7 役員改選（案）について
- 8 その他
  - (1) 委員会の開催日程について
  - (2) 理事会の開催日程について
  - (3) その他

## 平成 24 年度 委員会

### 第 1 回 総務広報委員会

日 時：平成 24 年 5 月 17 日（木） 16：00

場 所：（社）広島県測量設計業協会事務局

議 題

- 1 平成 24 年度総務広報委員会担当事業について
  - (1) 優良職員表彰
  - (2) 親睦行事
  - (3) ホームページのリニューアルについて
  - (4) 広報誌の編集について
  - (5) 賛助会員制度の導入について
- 2 その他

### 第 2 回 総務委員会

日 時：平成 25 年 2 月 25 日（月） 15：00

場 所：（社）広島県測量設計業協会事務局

議 題

- 1 平成 24 年度担当事業報告について
- 2 平成 25 年度担当事業計画・予算について
- 3 その他

### 第 1 回 広報誌編集会議

日 時：平成 24 年 7 月 13 日（金） 15：00

場 所：（社）広島県測量設計業協会事務局

議 題

- 1 機関紙の編集について
- 2 その他

### 第 2 回 広報誌編集会議

日 時：平成 24 年 8 月 22 日（水） 15：00

場 所：（社）広島県測量設計業協会事務局

議 題

- 1 広報誌の編集について
- 2 その他



## 総務委員会担当事業

### 1 親睦行事（ボーリング大会）

開催日：平成 24 年 10 月 20 日（土） 10：00

場 所：広島パークレーン

参加者：12 チーム 46 名



### 2 優良職員表彰

表彰式：平成 25 年 1 月 29 日（火）

表彰者：経営者懇談会前に荒谷会長から表彰

被表彰者：4 社 11 名



## 第 1 回 技術委員会

日 時：平成 24 年 5 月 21 日（月） 15：00

場 所：（社）広島県測量設計業協会事務局

### 議 題

#### 1 平成 24 年度技術委員会担当事業について

(1) 安心・安全に関する研修

(2) 橋梁点検の要点とコンクリート診断士講習会

(3) ハレーサルト説明会

#### 2 その他

## 第 2 回技術委員会

日 時：平成 25 年 2 月 28 日（木） 15：00

場 所：（社）広島県測量設計業協会事務局

### 議 題

1 平成 24 年度担当事業報告について

2 平成 25 年度担当事業計画・予算について

3 その他

## 技術委員会担当事業

### 1 災害復旧実務講座 (CPD 対応)

日 時：平成 24 年 5 月 28 日 (月)  
9:00, 13:00

場 所：広島県立総合体育館

参加者

午前の部：7 社 12 名

午後の部：13 社 30 名



### 2 技術士第二次受験対策講習会 (CPD 対応)

日 時：平成 24 年 5 月 29 日 (火) 9:30

場 所：広島県立総合体育館

講 師：工学博士 山下祐一氏

参加者：7 社 17 名



### 3 技術士第一次受験対策講習会 (CPD 対応)

日 時：平成 24 年 5 月 31 日 (木) 9:50

場 所：広島県立総合体育館

講 師：技術士 矢木一光氏

参加者：3 社 4 名



### 4 RCCM 資格試験受験対策講習会 (CPD 対応)

日 時：平成 24 年 6 月 12 日 (火) 9:30

場 所：広島県立総合体育館

講 師：工学博士 山下祐一氏

参加者：7 社 14 名



### 5 安全・安心技術研修 (CPD 対応)

日 時：平成 24 年 7 月 19 日 (木) 9:30

場 所：広島県立総合体育館

講 師：工学博士 山下祐一氏

参加者：15 社 32 名 (内非会員 1 社 2 名)



### 6 コンクリート構造物維持管理講習会 (CPD 対応)

日 時：平成 24 年 9 月 25 日 (水) 9:30

場 所：広島県立総合体育館

講 師：広島県コンクリート診断士会

ハレーサルト工業会

参加者：11 社 26 名





## 第1回 経営委員会

日時：平成24年5月22日（火） 15：00

場所：（社）広島県測量設計業協会事務局

議題

- 1 平成24年度経営委員会担当事業について
- 2 国・県の地方機関との意見交換会開催について
- 3 経営者懇談会について
- 4 その他

## 第2回 経営委員会

日時：平成25年2月26日（火） 15：00

場所：（社）広島県測量設計業協会事務局

議題

- 1 平成24年度担当事業報告について
- 2 平成25年度担当事業計画・予算について
- 3 その他

## 経営委員会担当事業

### 1 県との意見交換会（春）

日時：平成24年6月8日（金） 14：00

場所：鯉城会館

出席者

- （県庁） 建設産業課長，建設産業課主幹，  
技術企画課技術管理担当監，技術企画課主幹  
（協会） 山木顧問，会長，副会長，各委員長，  
経営副委員長，事務局長

要望項目

- (1) 事業量の確保について
- (2) 予定価格の事前公表の見直しについて
- (3) 中小企業を含めた発注区分の見直しによる受注機会の確保について
- (4) 協業体制による中小企業等の受注機会の拡充について
- (5) 分離発注による中小企業等の受注機会の拡充について
- (6) 測量系 CPD の導入について



### 2 県との意見交換会（秋）

日時：平成24年10月31日（金） 14：00

場所：鯉城会館

出席者

- （県庁） 建設産業課長，建設産業課主幹，  
技術企画課技術管理担当監，  
技術企画課参事，技術企画課主査  
（協会） 会長，副会長，各委員会委員長，  
経営副委員長，事務局長

要望内容

- (1) 事業量の確保について
- (2) 適正な競争環境の整備について



- (3) 若手技術者の育成を目的とした制度の創設について
- (4) 最低制限価格の見直しについて
- (5) 総合評価制度の見直しについて
- (6) 信頼関係に基づいた事業執行の推進について

### 3 県建設事務所との意見交換会

日 時：平成 24 年 7 月 17 日（火）、20 日（金）  
23 日（月）、25 日（火）、30 日（月）

場 所：各建設事務所

出席者

（出先機関） 所長，担当課長等

（協会） 会長，副会長，担当理事

要望項目

- (1) 中小企業の受注の確保について
- (2) 効率的な業務執行に向けた支援・協力について

### 4 独禁法講習会（建設関連 6 団体共催）

日 時：平成 24 年 10 月 26 日（金）

場 所：広島県民文化センター



### 5 経営者懇談会

日 時：平成 25 年 1 月 29 日（火） 15：00

場 所：ひろしま国際ホテル

講 演

「コンプライアンスが日本を潰す」

京都大学大学院 教授 藤 井 聡氏

講演録は、別紙参照（P69～）





# 平成 25 年度 委員会

## 第1回 総務広報委員会

日 時：平成 25 年 5 月 9 日（木） 16：00

場 所：（一社）広島県測量設計業協会事務局

議 題

- 1 平成 25 年度総務広報委員会担当事業について
  - (1) 優良職員表彰
  - (2) 広報誌の編集について
  - (3) その他
- 2 その他

## 第2回 総務広報委員会

日 時：平成 26 年 1 月 17 日（金） 15：00

場 所：（一社）広島県測量設計業協会事務局

議 題

- 1 平成 25 年度担当事業報告について
- 2 平成 26 年度担当事業計画・予算について
- 3 その他

## 広報誌編集会議

日 時：平成 25 年 10 月 10 日（木） 13：30

場 所：（一社）広島県測量設計業協会事務局

議 題

- 1 次回広報誌の編集について
- 2 その他

## 総務委員会担当事業

優良職員表彰

表彰式：平成 25 年 11 月 28 日（木）

表彰者：経営者懇談会前に荒谷会長から表彰

被表彰者：3 社 6 名



## 第1回 技術委員会

日 時：平成 25 年 5 月 8 日（水） 15：00  
場 所：（一社）広島県測量設計業協会事務局  
議 題

- 1 平成 25 年度技術委員会担当事業について
  - (1) 技術士第二次受験対策講習会実施報告
  - (2) コンクリート診断士受験対策講習会
  - (3) RCCM 受験対策講習会
  - (4) 安心・安全（防災）に関する技術研修
  - (5) 災害復旧実務講座（コンサルタント編）
  - (6) 設計部門を対象とした実務講習会
  - (7) 中国地区第 1 回技術発表会
- 2 その他  
災害査定講習会（JACIC の Photog-CAD）

## 技術委員会担当事業

- 1 技術士第二次受験対策講習会（CPD 対応）

日 時：平成 25 年 4 月 23 日（火） 9：30  
場 所：広島パシフィックホテル  
講 師：技術士 矢木一光氏  
参加者：13 社 23 名（中国 4 県測協会員含む）



- 2 コンクリート診断士受験対策講習会（CPD 対応）

日 時：平成 25 年 5 月 28 日（火） 9：30  
場 所：広島県立総合体育館  
講 師：広島県コンクリート診断士会  
参加者：6 社 10 名（中国 4 県測協会員含む）





3 安心・安全技術研修 (CPD 対応)

日 時：平成 25 年 6 月 4 日 (火) 9:30  
場 所：広島県立総合体育館  
講 師：工学博士 山下祐一氏  
参加者：6 社 8 名



4 RCCM 受験対策講習会 (CPD 対応)

日 時：平成 25 年 6 月 6 日 (木) 9:30  
場 所：広島県立総合体育館  
講 師：工学博士 山下祐一氏  
参加者：9 社 16 名 (中国 4 県測協会会員含む)



5 災害復旧実務講座 (コンサルタント編) (CPD 対応)

日 時：平成 25 年 6 月 12 日 (水) 13:00  
場 所：広島県立総合体育館  
参加者：14 社 21 名 (中国 4 県測協会会員含む)



6 土木コンサルタント技術講習会 (CPD 対応)

日 時：平成 25 年 10 月 18 日 (金) 9:30  
場 所：広島県立総合体育館  
講 師：広島県職員  
参加者：19 社 36 名 (中国 4 県測協会会員含む)



7 中国地区協議会第 1 回技術発表会 (CPD 対応)

日 時：平成 25 年 10 月 18 日 (金) 13:00  
場 所：広島県立総合体育館  
内 容：国の優良業務表彰事例発表  
(中国 5 県各 1 事例)  
参加者：47 社 83 名 (中国 4 県測協会会員含む)



## 第1回 経営委員会

日 時：平成 25 年 5 月 14 日（火） 15：00  
場 所：（一社）広島県測量設計業協会事務局  
議 題

- 1 平成 25 年度経営委員会担当事業について
  - (1) 県との意見交換会
    - ① 本庁
    - ② 出先機関
  - (2) 国の出先機関との意見交換会
  - (3) 経営者懇談会について
- 2 その他

## 経営委員会担当事業

### 1 県との意見交換会

日 時：平成 25 年 6 月 10 日（月） 14：00  
場 所：広島パシフィックホテル  
出席者

（県庁） 建設企画部長，建設産業課長等  
（協会） 山木・狭戸尾顧問，会長，副会長，  
各委員長，経営副委員長，事務局長

#### 要望内容

- (1) 適正な競争環境の整備について
  - ① 予定価格の事前公表制度の見直し
  - ② 最低制限価格の見直し
  - ③ 地元中小企業が受注可能となる入札契約制度の創設
  - ④ 公的団体加入企業が受注可能となる入札契約制度の創設
  - ⑤ 優良業務・優秀技術者を対象とした表彰制度の創設
  - ⑥ 若手技術者の育成を目的とした制度の創設
- (2) 信頼関係に基づいた事業執行の推進について
  - ① 業務支援事業の適正な実施について
  - ② 建設関連業の存続・発展に向けた取り組みへの支援



### 2 土木局長との協議

日 時：平成 25 年 7 月 5 日（金） 13：00  
場 所：土木局長室  
出席者

（県庁） 土木局長，建設企画部長，建設産業課長等  
（協会） 会長，寺田副会長，経営委員長

#### 協議内容

- (1) 最低制限価格
- (2) 低入札価格調査
- (3) 見積もり徴収を伴う業務発注（予定価格の設定）の在り方
- (4) 中小企業が受注可能となる入札契約制度の創設
- (5) 公的団体加入企業が受注可能となる入札契約制度の創設
- (6) 優良業務・優秀技術者を対象とした表彰制度の創設
- (7) 業務支援事業の適正な実施



(8) 災害支援協定の見直し検討

3 県建設事務所との意見交換会 (4 事務所)

日 時：平成 25 年 8 月 6 日 (火), 7 日 (水), 23 日 (金)

場 所：各事務所

出席者

(県庁) 所長, 担当課長等

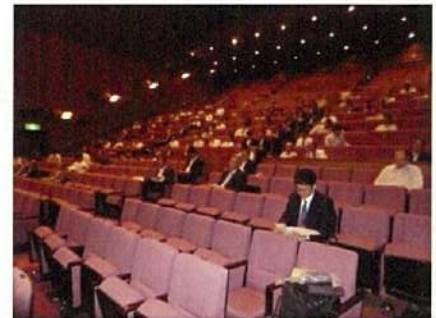
(協会) 会長, 副会長, 担当理事

要望内容：地元中小企業の受注機会の確保

4 独禁法講習会 (建設関連 5 団体共催)

日 時：平成 25 年 10 月 23 日 (水)

場 所：広島県民文化センター



5 国 (出先機関) との意見交換会

日 時：平成 25 年 10 月 31 日 (木) 16:00

場 所：ひろしま国際ホテル

出席者

(国) 国の出先機関 (福山・三次・太田川・  
広国) 所長及び副所長, 中国地方整備局  
企画部技術管理課長

(協会) 会長, 副会長, 理事, 監事

要望内容：地元企業の受注機会の確保



6 経営者懇談会

日 時：平成 25 年 11 月 28 日 (木) 15:00

場 所：ひろしま国際ホテル

講演

「公共調達を考える」

愛媛大学 教授 木下誠也氏

講演録は、別紙参照 (P77~)





## 講習会・研修会開催状況

開催日 (会場)	講習会・研修会名	担当	参加者数	内 容
H24.5.28 (広島県立総合 体育館)	実務処理能力向上研修「災 害復旧実務講座(コンサル タント編)	(一社) 広 島県土木協 会 技術委員会	午前:7社 12名 午後:14社 30名	実際に作成した災害査定設計書と比較・検討し、実務に関する知識を習得 ☆ CPDポイント 測量・建設各3ポイント 
H24.5.29 (広島県立総合 体育館)	技術士第二次受験対策 講習会	技術委員会	7社17名	技術士の資格取得に向けた関連知識の習得。 ☆ CPDポイント 測量6ポイント・建設7ポイント 
H24.5.31 (広島県立総合 体育館)	技術士第一次受験対策講 習会	技術委員会	3社4名	技術士補の資格取得に向けた関連知識の習得。 ☆ CPDポイント 測量6ポイント・建設7ポイント 
H24.6.12 (広島県立総合 体育館)	RCCM 受験対策講習会	技術委員会	7社14名	RCCM の資格取得に向けた関連知識の習得。 ☆ CPDポイント 測量6ポイント・建設7ポイント 
H24.7.19 (広島県立総合 体育館)	安全・安心技術研修	技術委員会	14社30名	集中豪雨や台風による土砂災害発生の危険性が非常に高いという広島県の自然条件を踏まえ、災害に備えて、のり面・斜面に理解を深めるための知識の習得や技術力の向上を図る。 ☆ CPDポイント 測量6ポイント・建設6.7ポイント 



## 講習会・研修会開催状況

開催日 (会場)	講習会・研修会名	担当	参加者数	内 容
H24.9.25 (広島県立総合 体育館)	コンクリート構造物維持 管理講習会	技術委員会	11社30名	<p>コンクリート構造物の維持管理技術レベルの向上ニーズに対応し、技術者の育成を図る</p> <p>☆ CPDポイント 測量・建設各6ポイント</p> 
H24.10.26 (県民文化セン ター)	建設関連6団体共催(独禁 法)講習会	経営委員会	18社35名	<p>自由経済社会の下で事業活動を行う上で、事業者が最低限守らなければならないルールである事を再認識する。</p> <p>☆ CPDポイント 測量・建設各3ポイント</p> 

## 講習会・研修会開催状況

開催日 (会場)	講習会・研修会名	担当	参加者数	内 容
H25.4.23 (広島パシフィックホテル)	技術士第二次受験対策講習会	技術委員会	13社23名 (中国4県 協会員含む)	技術士の資格取得に向けた関連知識の習得。 ☆ CPDポイント 測量5ポイント・建設5.5ポイント 
H25.5.28 (広島県立総合体育館)	コンクリート診断士受験対策講習会	技術委員会	6社10名 (中国4県 協会員含む)	コンクリート診断士の資格取得に向けた関連知識の習得。 ☆ CPDポイント 測量・建設各6ポイント 
H25.6.4 (広島県立総合体育館)	安全・安心技術研修	技術委員会	6社8名	集中豪雨や台風による土砂災害発生の危険性が非常に高いという広島県の自然条件を踏まえ、災害に備えて、のり面・斜面に理解を深めるための知識の習得や技術力の向上を図る。 ☆ CPDポイント対象 測量6ポイント・建設5.8ポイント 
H25.6.6 (広島県立総合体育館)	RCCM 受験対策講習会	技術委員会	9社16名 (中国4県 協会員含む)	RCCM の資格取得に向けた関連知識の習得。 ☆ CPDポイント 測量6ポイント, 建設5.7ポイント 
H25.6.12 (広島県立総合体育館)	実務処理能力向上研修「災害復旧実務講座(コンサルタント編)」	(一社) 広島県土木協会	14社21名 (中国4県 協会員含む)	実際に作成した災害査定設計書と比較・検討し、実務に関する知識を習得 ☆ CPDポイント 測量3ポイント・建設2.5ポイント 



## 講習会・研修会開催状況

開催日 (会場)	講習会・研修会名	担当	参加者数	内 容
H25.6.17 (ピュアリティ まぎび)	第18回測量技術発表会	「測量の 日」実行委 員会	8社16名	新しい測量技術や測量に係わるプロ ジェクト等を広く紹介し、測量技術等 の普及・啓発を図る。 ☆ CPD ポイント 測量3ポイント・建設2.8ポイント 
H25.10.18 (広島県立総合 体育館)	土木コンサルタント技術 講習会	技術委員会	19社36名 (中国4県 協会員含 む)	土木関係調査設計業務の適正な執行 及び会員企業技術職員の技術力向上 を図る。 ☆ CPD ポイント 測量2ポイント・建設2.1ポイント 
H25.10.18 (広島県立総合 体育館)	中国地区協議会第1回技 術発表会	技術委員会	47社83名 (中国4県 協会員含 む)	国の優良業務表彰業務を中心とした 事例発表会 ☆ CPD ポイント対象 測量4ポイント・建設3.5ポイント 
H25.10.23 (県民文化セン ター)	建設関連5団体共催(独禁 法)講習会	経営委員会	12社22名 (広島県 測協参加 者)	自由経済社会の下で事業活動を行う 上で、事業者が最低限守らなければな らないルールである事を再認識する。 ☆ CPD ポイント 測量3ポイント・建設2.5ポイント 



本社・広島支社

中電技術コンサルタント株式会社は、土木、建築、電気・通信、情報および各種調査部門を擁する総合建設コンサルタントとして、環境・エネルギー、維持・管理、防災、生活環境、情報通信、医療・介護・福祉など、今日的な社会の変化にも対応したさまざまな分野で、地域社会の皆さまのニーズと信頼に応えるべく、成長してまいりました。

これもひとえに、皆さま方の永年にわたる温かいご指導とご支援によるものと深く感謝申し上げます。

社会・経済が大きな変革を迎える中で、社会資本整備も、ストック形成から既存ストックの維持・活用、少子高齢化時代に対応した安全・安心な生活基盤整備等へと大きく変化してきております。さらに、このたびの東日本大震災は、国土形成のあり方にも大きな課題を投げかけており、新たな視点で災害に強い安全で安心な生活・産業基盤を整備することが、今後のわが国の社会資本整備における重要な課題となっております。

こうした社会資本整備を取り巻く環境が激変する中、当社は、これまで蓄積してきた多様な技術と人材を活かし、変化する社会ニーズに対応した技術開発や人材育成を進め、高度な専門技術と技術シナジーで最適技術を提供する総合建設コンサルタントとして、引き続き地域社会の発展に貢献していきたいと考えております。

創立 50 周年を迎える 2015 年を目標に制定したビジョン『最適技術を追求して社会満足も社員満足も実現する企業』を実現し、これからも中電技術コンサルタント株式会社は、確かな品質と優れた技術を提供するプロフェッショナル集団として、創造と挑戦の企業活動を推進してまいります。

今後とも、より一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

取締役社長 沖田 俊治

### 会社概要

設立 1965 年 7 月 15 日  
事業所 本社（広島市）  
関西営業所（大阪市）  
九州営業所（福岡市）  
東京支社（千代田区）  
東北営業所（仙台市）  
山陰支社（松江市）  
鳥取営業所（鳥取市）  
倉吉営業所（倉吉市）  
浜田営業所（浜田市）  
岡山支社（岡山市）  
広島支社（広島市）  
福山営業所（福山市）  
三次営業所（三次市）  
山口支社（山口市）  
周南営業所（周南市）

登録 測量業  
建設コンサルタント  
地質調査業  
一級建築士事務所  
補償コンサルタント  
計量証明事業登録





## 専門技術と技術シナジーを発揮したプロジェクト遂行

社会基盤整備をはじめとする各種建設プロジェクトに対して、構想から基本計画、調査、設計、施工、維持管理にいたる一連の工程をお客さまのパートナーとして企画・立案し、提案、管理していくのが建設コンサルタント事業です。

中電技術コンサルタントでは、多彩なフィールドで培ってきた専門技術を束ねて一つのプロジェクトに結集。

それぞれの部門が高度で個性的な技術力を発揮しながらも、一体となって協力しあう強固なチームワークで、よりスムーズで、より質の高いプロジェクト遂行を実現しています。

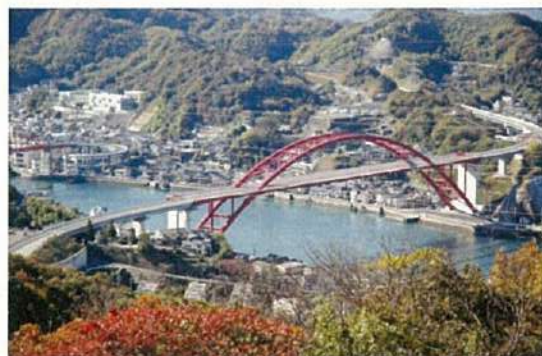
事業メニュー	
河川・砂防	河川流量調査、治水・利水計画、水資源調査、河道計画、河川構造物各分野・水路トンネルの計画・設計、ダム計画設計、水理実験、管理計画、砂防調査・計画・施設設計
道路・交通	交通調査・解析・計画、ITSの計画・設計、道路・トンネル・橋梁の計画・設計
港湾	港湾・海岸環境整備・マリーナ・防波堤・岸壁・棧橋等施設の計画・設計、海上安全対策に係わる調査・研究、航行船舶実態調査、レーダー障害対策検討
土壌浄化・廃棄物	廃棄物処理・土壌修復の調査・計画・設計、資源循環の調査・計画
地域計画	自治体等の総合計画策定、都市計画等各種マスタープラン、地域・観光振興計画、公園・緑地計画・設計、地域開発等の構想・設計、埋立・土地造成の計画・設計
上下水道	上下水道・工業用水道の計画・設計、漁業・農業廃水事業計画・設計、排水機場・処理場・管路計画・設計等
電気・通信	発電計画、土木関係施設の計画・設計、発電・送配電・受変電・電線類地中化、照明・防災等電気設備、ダム・河川・道路等情報通信設備の調査設計及び施工管理ならびに許認可申請
土木機械設計	水門・水圧鉄管・ポンプ場・ダム施工設備・トンネル換気消化設備・融雪設備等各種機械設備の計画・設計、鋼構造物の設備診断・補修設計
建築	建築全般の調査・企画・計画・設計、工事監理
環境	環境現況調査、影響予測評価、諸測定、ダム・湖沼・内湾等の閉鎖性水域に対するマイクロバブル技術の応用による水質浄化対策、水耕栽培、水産蓄養への適用の検討
地質	地表地質踏査、物理探査、試錐、岩盤試験、土質試験、岩石試験、地質解析
測量	3D レーザー測量等の新技術、電子光学測量等の空間情報技術をはじめ、基準点測量、地形測量等の一般測量、その他測量全般
設備調査・診断	建築・土木構造物全般の健全度調査・診断・補修設計、各種非破壊検査
解析	耐震解析、耐震診断、岩盤・土質・構造・流体に関する数値解析及びコンサルテーション
情報システム	情報システムの企画・開発、コンサルテーション、CG を用いた景観シミュレーション、情報システム調達に関する PM 等支援業務、CALS/EC

### 当社参画プロジェクトが土木学会田中賞(作品部門)受賞

平成 24 年度土木学会賞において、当社が参画したプロジェクト「第二音戸大橋」が田中賞(作品部門)を受賞しました。

「土木学会 田中賞」は昭和 41 年度より、橋梁・鋼構造工学に関する優秀な業績に対して授与されている賞です。

中電技術コンサルタントは下部工・基礎工の設計を担当しています。



スパン長 280m の固定アーチを支える基礎工は、現地条件に応じて直接基礎とニューマチックケーソンを採用しています。また、アーチ基礎フーチングのマスコンクリートに対して温度応力解析を行い、ひび割れ防止対策を実施しています。



## 会員企業紹介

明伸建設コンサルタント(株)  
代表取締役社長 伊藤利夫

### 沿革

昭和47年	広島市に資本金 1,200 万円で会社設立
昭和47年	測量業者の登録
昭和47年	建設コンサルタントの登録
昭和53年	地質調査業者の登録
昭和60年	補償コンサルタントの登録
平成14年	ISO9001:2000 年版認証取得
平成15年	土壌汚染状況調査業務の調査機関の指定
平成18年	公共工事発注者支援機関の認定
平成19年	広島県公共土木施設災害支援団体の認定
平成20年	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の認定



弊社は創業が昭和47年です。昭和47年と言えば県北を襲った集中豪雨により、三次、庄原、上下の各町が交通分断され、その復旧に広島県や各市町村では大変ご苦労をした頃と思います。

この頃は行政の組織も今のように人的にも完備されていませんでしたので、このため早期の災害復旧をするため、行政の支援をするために要請を受けて設けられた会社と聞いています。

当時は未曾有の災害で、災害関連など延長の長い災害の査定を受けるため、日夜災害箇所を回り、数をこなす人海作戦が主流で、パソコンや車の少ない時代、社員皆頑張っていたようです。

こんな過去の経験を経て現在に至っていますが、今でも、災害時には出勤から現場調査設計に至る迅速な対応をすることが社内で受け継がれてきており、災害に強い会社として自負しているところです。

この数年は日本列島が異常気象の中で、ゲリラ豪雨、異常台風、大規模地震、竜巻と紙上を賑やかしており、幸い広島県は災害の少ない恵まれた県だと感じております。しかし、広島県も集中豪雨による災害が毎年のように続いており、早期の災害復旧のため行政を支援する弊社のような会社の必要性や重要性は感ずるところです。

災害技術は、時代と共に変化してきており、究極のところは「県民・市民のために早期の復旧」につきると思います。そのためにも日頃からの技術を継承して、新しい技術を取り入れて、時代のニーズに応じていくことが大切な事と思います。災害に強い明伸の誰々さんと呼ばれており、人を大切に育てていく、そんなことも行政側の信頼を得ることに繋がっていると感じています。

弊社の強みは何かを考えてみました。



- その1 広島市の中心部にあり交通が便利
- その2 総合コンサルタントとして測量、調査、設計の連携作業が自社で可能  
(コンサルで土質試験室を持っているのは弊社くらい)
- その3 幅広い業務に対応可能で業務のアフターフォローが充実
- その4 県内大手3社に次ぐ知名度
- その5 技術的評価が高い (H25, 26 経営審査で)

紙面には表せないような弱みも沢山ありますが、皆真面目に働いてくれる、社員数も40名未満と全盛期の半分以下になっていますが、それぞれで一生懸命仕事をしています。

毎年社員研修を実施していますが、今年の社員研修では、昨年末の管子トンネル天井板落下事故から見てくるもののNHKビデオを見て、今後は、新規公共物が望めないことから、老朽化対策と南海・東南海・東海大地震に備えた防災対策の2本立てが土木の主流となると思っており、専門企業から外部講師を招聘して、橋梁劣化と補修、橋梁点検のポイントの春の講習会を実施しました。

非常にグッドタイミングであり、広島県や市町から同様の業務委託を受け、社内全体がてんてこ舞いと成っており、大きな受注に繋がっているところです。

秋にも4週間連続で、より高い業務成績を得るために、災害査定添付写真の作成方法、より良い総合評価点を得るために、BD仕事ハッケン伝・仕事に聞く魔法のコトバのグループ討議をしながらCPDSを取りながら、ISO9000の実施に努めています。

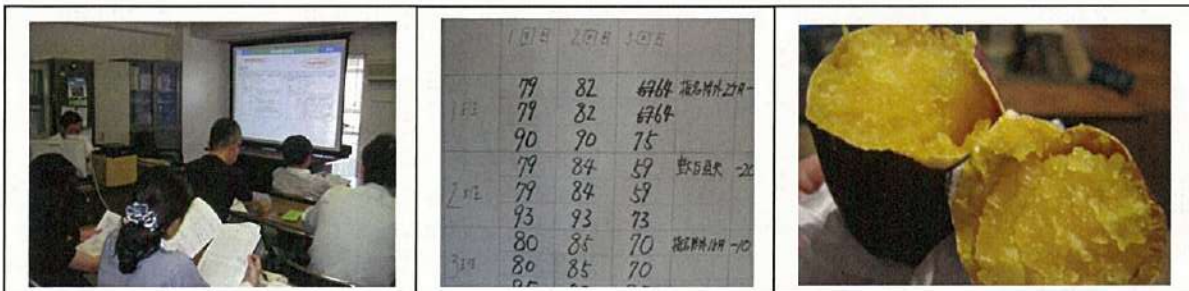
そんな時に県安芸太田支所からの橋梁点検職員研修があり、すぐに応じて調査手法やインフラが危ないBD、現地判定研修をやって半日を終わりました。

明伸と言えばイモ。そんなコトバがこの5年間で定着してきました。広島県の経営革新計画に基づきイモ農園を坂町に開き、イモを育てて仕事を振り返る。そんな目的でイモと取り組んできて、すっかり今は「イモ明伸」で通っています。

毎年12月始めから2月末まで(12月の最終と1月の第2週までを除く)の毎週金曜日に弊社南の駐車場で開業しています。12月は島根県の瑞穂町の専門の契約野菜農家から新鮮野菜を安く同時販売をしています。近所の人に地域貢献しています。皆さんの来店をお待ちしております。

同業者の方が多く来られ盛況ですが、10時から13時の時間限定わがままな販売としていますが、予約のお客さんで賑わっているところです。これも明伸の強みの一つでは無いでしょうか。

最後に、建設コンサルタントを取り巻く環境は非常に厳しく批判された時代から、地域に役立つものは地元企業と言われるように、地域に役立つそんな企業を目指していくことが使命ではないかと、広島県測量設計業協会からの原稿依頼を通じて感じてくるような次第です。



研修風景

研修成果

いも販売



自然と文化のインターフェイスへ

ランデス株式会社

<http://www.landes.co.jp/>



## 先進のトータル技術で、 人と自然を育む心をかたちにします。

当社はこれまで、プレキャストコンクリート製品の開発と製造販売を事業としてきました。  
これからは従来の製品に加えて、自然を育むあらゆる技術とサービスの提供が当社の使命であり、当社の存在理由でもあります。

### ランデスの企業使命

代表取締役社長 大月 隆行



#### 会社概要

設立 昭和37年10月4日  
所在地 岡山県真庭市開田630-1  
TEL 0867-52-1141 (代)  
FAX 0867-52-3515  
事業目的 プレキャスト製品の製造及び販売、設計、施工  
資本金 9,000万円  
営業所：本社、岡山、山陰、広島、東広島、山口  
出張所：三次  
工場：落合、久米南、鏡野、西原、倉敷、広島  
山口、イスタリア建材、型枠

私たちは、知恵をカタチにしていきたいとずっと考えてきました。  
私たちの、世の人々の想いを、具体的なカタチにするという理念。  
世の中になくものを自分達の手で生み出すという、真の意味での創造。  
そこに仕事のおもしろさや、やりがい、誇りがあるのであり、また企業としてのアイデンティティがあるように思います。  
これからの時代、モノのみの機能でなく、これがもたらす精神的な豊かさなどを追求していかなければなりません。  
それは、新しい価値を生み出していくということ。これからの社会変化の方向は不透明なものがありますが、これまでとは違うやり方、これまでになく価値を生みだしていく努力が必要になってくると思われれます。  
これが原点であり、私たちがもっとも大切にしていることです。

#### 『企業マインド』

#### グループ社

景環システム(株)、ランデスソーケン(株)、  
(株)ランネット、ランデス特殊工事(株)、  
(株)オオツキ



はぐくむ

150製品以上保有 (自社開発&権利導入)



#### これが私たちのところです。

今、私たちはたいへん豊かな社会に暮らしています。しかし、その一方では、川が、緑が、そして昆虫が、苦しんでいます。

これから私たちの成すべきことは人間社会と自然との調和をいかに作るか、これから自然とどのように共生していくか、を真剣に考え一歩ずつ行動を起こすことに他なりません。

私たちランデスグループの願いは「自然と文化のインターフェイス」として「人と自然」を育む企業集団となることです。

また、同時に自然を愛せる社員を育てることも、もう一つの大切なことです。



## 常に時代を先取りする。

「ゼロエミッション」。排出物を限りなくゼロに近づけ、資源の効率性を高める。経済活動というなら、ある企業・産業によるエミッション（排出物）が他の企業・産業では資源と活用され、その産業連環の中でのエミッションがゼロになると言う手法です。理論はシンプルですが、この高邁な理想を実現するには、環境への深い理解と、多種多様な企業活動が必須となります。

ランデス株式会社は、グループの中核として、自然環境と人間の関わり方、共生のあり方を研究し事業化してきました。地球環境問題の解決なしには、私たちの未来は語れないからです。

本社は中国自動車道と米子自動車道・岡山自動車道がクロスする岡山県真庭市という好立地。ライフサイクルコストから発想した物づくりは厚い信頼をいただき、中国、四国、近畿エリアを中心に社会のニーズに俊敏に応じています。この行動力を支えるのが、社員達の自主自立の精神。OJT教育、通信教育、各自の技能に合わせたセミナーなど、多様な研修教育制度、ここから育った多くの人材が、今日のランデスを創ってきました。

ランデスは21世紀の企業として、環境に関する負荷を軽減していく仕組みをつくり、それを継続していくことを宣言しています。

## 最新の話 社会資本の長寿命化

### 社会資本の長寿命化を実現する緻密コンクリート「ハレーサルト」

ハレーサルトは、岡山大学との共同研究によって誕生した「**構造物の長寿命化**」を図ることができる新技術のコンクリートです

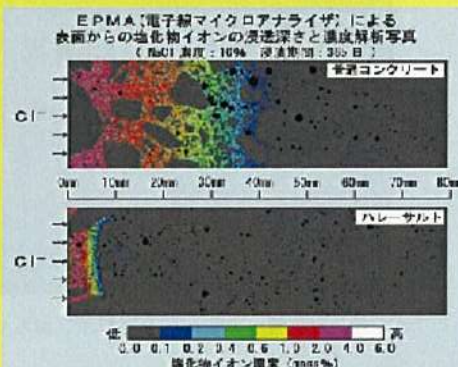
#### ◆ハレーサルト 6つの特長

- ・耐硫酸性3倍 ⇒ 下水道構造物の硫酸劣化に強い！
- ・耐塩害性6倍 ⇒ 港湾構造物の塩害劣化に強い！
- ・耐凍害性 ⇒ 凍結融解試験 1200サイクルでも変状なし！
- ・高強度 ⇒ 「硫酸に強い」と「高強度」の両立を実現！
- ・低炭素 ⇒ 40%以上CO2削減で地球環境に貢献！
- ・資源循環 ⇒ 製鉄の副産物「高炉スラグ」を有効活用！

写真：5%硫酸水溶液浸漬試験の状況



- ・NEDO 大学発事業創出実用化研究開発事業 採択 (2008/10)
- ・(財)建材試験センター JIS製品 認証 (2011/2)
- ・(財)下水道新技術推進機構 建設技術審査証明 取得 (2011/3)
- ・国土交通省 NETIS新技術情報提供システム 登録 (2011/6)
- ・経済産業省 異分野連携新事業分野開拓計画 認定 (2011/9)



## ハレーサルトが国際会議で「先駆的技術賞」を受賞

平成25年8月19～21日、京都で開催された「**第3回持続可能な社会を目指す建設材料技術に関する国際会議**」において、「**先駆的技術賞**」を受賞しました。会場では17社・団体が最新技術を展示、43ヶ国から約450人が参加。





## 社長&スタッフ投稿記事

宮島（左上ピークが駒ヶ林 508m）



海を渡って駒ヶ林を登れば「海外登山」？ 年間 25 万人もの登山客が訪れる

### 「趣味と道楽のはざままで」

中国工務株式会社  
代表取締役 山田 雅昭

高校山岳部を卒業と同時に（48年前）、街の山岳会と言われていた広島山岳会へ入会した。その週末、早速会の例会山行に参加し、焚火を囲んで先輩から「ええか君達！今から新人三訓をいう。忘れないように！山では、①けがと弁当は自分持ち。②自分がリーダーになったら能力の半分は次のリーダー養成のために使え。③自然は平等だ。体力のある者も無い者にも分け隔てなく同じだけ寒く、同じだけ風が吹く、だから着るものと登山用具に金を惜しむな。」・・・何年にもわたり、何度繰り返し言われただろうか。

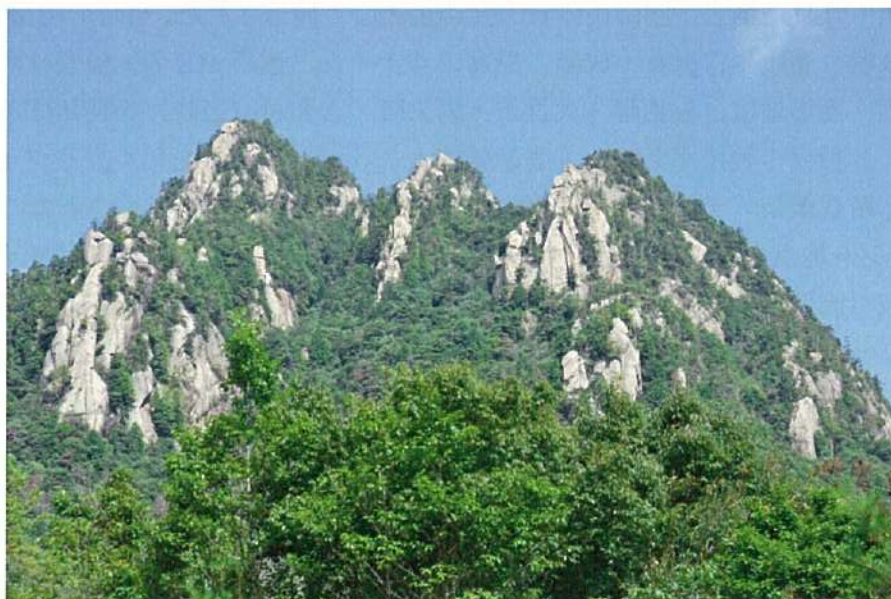
仕事内容は主として測量で、ガサガサの山地を測量することが多く給料を貰って山に行かせてもらっているんだからと、現場ではポールとスタッフを抱えどんな所でも真直ぐ上がって、真直ぐ下りる事を信条としていた。だから、自分でお金を出して山へ行く以上、藪の無いすっきりとした岩山に憧れた。



広島県内のクライミングゲレンデは、・呉線天応駅裏山の烏帽子岩山 (392m)・宮島の弥山西側にある駒ヶ林西面 (508m)・大竹市栗谷の三倉岳 (702m) があり、冬の12月～3月中旬までの3ヶ月半は鳥取県大山 (1,709m) への例会山行が毎週組まれていた。当時の仲間10数名と「何時かは、ヨーロッパアルプスの岸壁へ、何時かはきっと、ヒマラヤの高峰へ行くぞ!」とばかり、年間を通してその4箇所を、花を愛でる余裕も無く只ひたすらに岩登りをして来た。山の中で大抵のことに対応できる体力と登攀能力を付けるためにトレーニング方法もメンバーで意見を出し合い、誰かが「穂高岳屏風岩 (日本でも最大級の岸壁) の高低差は600m。天応・烏帽子岩山の「なめら岩」が高低差60mなら「なめら岩」の違うルートを一日で10回登れば600m。穂高の屏風岩を登ったことになるぞ!」と発案すれば、一日10本のルートを目標にトレーニングを重ねた。また、「ヨーロッパアルプスでは、テント場から岩場の取付きまで、4～5時間歩いてから岩場を取付くのが普通だそう」と聞けば、三倉岳へのトレーニングでは。土曜日の仕事が終わってから大竹市玖波駅の裏山のふもと公園に三々五々集合。そこで仮眠。午前2時起床3時出発。各自20kgのザックを背負い、玖波から三つの峠を越えて三倉岳に入り、そのまま一日中岩を登り、夕方また、4時間歩いて玖波駅まで帰る等のトレーニングを続けた。私は、何時も最後尾から皆の後を付いて行くのが精一杯であった。

しかし、只ひたすらにとは言えサラリーマンの身、例えば冬の大山にしても、12月～3月までに日曜日は約14回。年/14回×20年=280回。その内の半分に参加してきたとしても、140回。20年以上掛かって冬の大山には140回登った程度である。

たくさんの汗をかいた (三倉岳 702m)





正月休み、5月連休、盆休みには合宿と称して一週間程度を北アルプス等（穂高岳連山 3,000m級）に出かけた。会社にとっては諸悪の根源である「会社を休む」ことを15年も続けていると社内でも「また山田か、しゃあないな〜、今度の山行はどうだった？」と温かく見守っててもらえるようになって来てありがたかった。

世界で初めて、地球上に14座ある8,000m以上の山に無酸素で登頂した登山家のラインホルト・メスナー氏がインタビューで「山での生と死について私は三つのことを考えています。まず、第一に、死の危険のないところに私は行かない。第二に、行ったら必ず死んでしまう、生き残れるのは偶然しかない、そういう山にも行かない。たしかに死の危険はあるけれども、生き残れる可能性がある山（ルート）だけに行く。そこで、あり得るかもしれない死に直面した時耐える。対抗して生きてゆく、ということです。多分、私は誰よりも生きることが好きな人間だろうと思います。死に直面したとき、生が非常に凝縮された形で味わえるのです」と答えている。

先に述べた「新人三訓」とメスナーのインタビューでの答えが自分の経験を踏まえて漠然と理解できるようになるまでに10数年かかり、そのあたりから自分にとっての山が趣味から、一生を賭けても悔いの無い道楽に変わってきたような気がする。

40歳を過ぎ、冬の穂高屏風岩登攀での事故で体力の限界を感じ、これ以上無理をして山に行くと一緒に行くメンバーに迷惑が掛かると思い、一般社団法人 広島県山岳連盟のお手伝いをするようになった。山の行事の事で、当時県議会議員の事務所を訪れた際、机の後に「苦勞を楽しむ」と書かれた色紙が掛かっており、先生の自筆とのことであった。私は色紙を見て「こりゃいいわ、苦勞を苦勞でなく楽しみに転化できれば、後は楽しいだけじゃないか？」と妙に納得し、笑みがこぼれた。その後先生は、参議院議員となられて国政で活躍されて来られたが、何時も「苦勞を楽しむ」姿を後ろから拝見させて戴き、憧憬の念を強くさせて戴いている。

平成8年10月に第51回国民体育大会が広島県で開催された。当時の山岳競技は、1チーム3名（高校生、男女・成年、男女の4チーム、選手12名・監督4名）での団体競技で、会場地は、佐伯町・大竹市・湯来町・吉和村（当時）を使用する広範囲なもので、3種目の競技があり。①登攀競技（35mの人工壁を早く登るタイムトライアル）②踏査競技（チーム3名で規定の重量を背負い、地図上に記されたコースを廻り、ポイント地点を地図上に記入する。スタートからゴールまでの所要時間を競う）③縦走競技（高低差800m程度の山を麓から山頂までをチーム3名で規定の重量を背負い、ゴールまでの所要時間を競う）だった。（現在は登攀競技2種目に変更）その中で、高校生は夏休みを利用して縦走競技のスタート地点付近にある湯来町麦谷・一松寺でトレーニング合宿を行っていた。ある日、高校生選手が「これに書いてある文字を入れてTシャツを作ってもらえませんか？」とメモ用紙を差出した。メモには「自力とは 他力の中の錯覚である」と書いてある。「どこから引っぱってきたの？」と聞くと、「一松寺の前にある掲示板の来週の日曜法話会の表題です」との事。早速寄付を募って、黒地のTシャツに白抜きで大文字を入れ選手、監督全員にプレゼントした。



彼等は、「自力とは 他力の中の錯覚である」の揃いのTシャツを着て3種目を駆け抜け、見事に日本一のブロンズ像を手中にした。また、余勢を駆って次の年の第52回大阪国体でも、そのTシャツで総合優勝を勝取り、2年連続日本一となった。

先人の方々の経験と思想が凝縮された「ことば」が人を動かす原動力になり得ることを知り、「言葉の力」に関心を抱くようになった。折々に、こころに響いた「ことば」をメモするようになり自分なりに解釈し楽しんでいる。最近のお気に入り

本気ですれば 大抵のことができる

本気ですれば 何でもおもしろい

本気でしていると 誰かが助けてくれる

というもので、私の人生もそうでありたいものだと思っている。やがて、必ずやってくる終焉のときに「ああええ人生じゃった」と思えるかどうか、今の私のひそかな楽しみである。

## 平成 24 年度 中国地方整備局企画部との意見交換会

日 時：平成 24 年 9 月 27 日（木） 16：00

場 所：鯉城会館

出席者

（国） 企画部長，技術調整管理官，技術開発調整官，技術管理課長等  
（協議会） 会長，副会長（各県測協会長），幹事等

要望内容

- 1 地域のニーズに配慮した公共事業量の確保
- 2 地元業者に配慮した入札制度・表彰制度の運用
  - （1） 調査基準価格の見直し
  - （2） 地域要件の設定
  - （3） 管理技術者育成に向けた対応
  - （4） 地域性を発揮した業務への表彰拡大





## 平成 25 年度 中国地方整備局企画部との意見交換会

日 時：平成 25 年 10 月 1 日（火） 16：00

場 所：ひろしま国際ホテル

出席者

- (国) 企画部長，技術調整管理官，技術開発調整官，技術管理課長等  
(協議会) 会長，副会長（各県測協会長），幹事等

要望内容

- 1 防災・減災機能の強化が図られる社会基盤整備実施態勢の整備
- 2 地元企業に配慮した入札制度・表彰制度の運用
  - (1) 調査基準価格の見直し
  - (2) 地域要件の設定
  - (3) 管理技術者の確保・育成に向けた対応
  - (4) 地元企業の受賞機会が確保される表彰制度の創設
- 3 発注契約に係る運用の改善
  - (1) 同種業務の同時発注における受注者の偏在の解消
  - (2) 総合評価方式入札における審査期間の短縮



## 第1回中国地区協議会技術発表会

日 時：平成25年10月18日（金） 13：00

場 所：広島県立総合体育館

特別講演

「橋梁保全のとりくみ」

国土交通省 中国地方整備局 中国技術事務所 技術情報管理官 錦 織 直 紀氏

事例発表

1 「赤外線サーモグラフィの活用と実用化事例」

サンイン技術コンサルタント(株) 業務推進グループ 係長 蔵 光 誠氏

2 「静間久手停車場線鳥井工区軟弱地盤技術解析業務」

イズテック(株) 設計部設計課 係長 大 坂 伊 作氏

3 「国道2号備前市沿道環境対策設計業務」

(株)ウエスコ 環境計画事業部 副部長 岸 泰 之氏

4 「戸田・萩地区交通量調査業務」

(株)山口建設コンサルタント 調査部 課長 原 中 浩 二氏

5 「広島西部山系斜面崩壊危険度評価予測検討業務」

中電技術コンサルタント(株) 河川本部 エグゼクティブエンジニア 荒 木 義 則氏

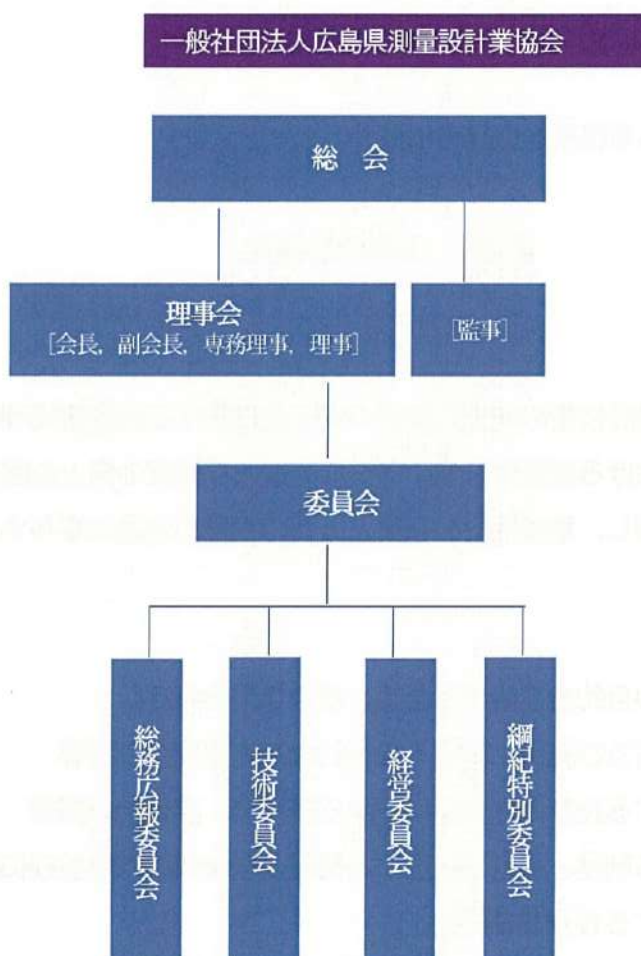
参加者（広島県測協）

13社22名





## 組 織 図



## 一般社団法人 広島県測量設計業協会 定款

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人広島県測量設計業協会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、測量設計技術の向上と経営の安定化に関する調査研究等の活動を行うことにより、広島県内における測量設計業の健全な発展及び地位の向上を図るとともに、社会資本整備の促進に貢献し、地域社会の発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 測量設計業の技術及び経営に関する総合的な調査研究及び指導
- (2) 測量設計業に関する技術、経営等に関する研修会、講習会の開催
- (3) 測量設計に関する制度、経営等に関する情報及び資料の収集並びに提供
- (4) 測量設計業に関する普及及び啓発
- (5) 測量設計業の発展を図るため、関係行政機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）への要望、連絡等並びに関係機関等との意見交換及び提携等
- (6) 災害等緊急時における技術援助の実施
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業



### 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 測量法(昭和24年法律第188号)に基づく登録業者のうち、測量設計業を営み、広島県内に本店、支店、営業所を置く者で、この法人の目的に賛同して入会した法人又は個人であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつた者。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した法人又は個人であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつた者。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会で定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員になつた時及び毎年、総会において別に定める額を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。なお、この場合、その会員に対し、総会開催の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又はその目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかつたとき。

(2) 総ての正会員が同意したとき。

(3) 会員が死亡し、若しくは測量法に基づく登録を取り消され又は解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、総ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 入会金及び会費の額

(4) 常勤の理事及び会員以外の監事の報酬等の額

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡

(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項



(種類及び開催)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後2箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総ての正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議 決 権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として決議に加わることが出来ない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総ての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(委任等)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議

決権の行使を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなすものとする。

2 前項の代理権等の授与は、総会ごとにしなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した会員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上11名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法に規定する代表理事とし、専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。



#### (役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第26条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

#### (報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、専務理事及び会員以外の監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### (責任免除)

第28条 この法人は役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

#### (顧問及び相談役)

第29条 この法人に任意の機関として顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者の中から、相談役はこの法人に功労があった者の中から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、この法人の運営に関して会長の諮問に応え、または会長に対し、意見を述べることができる。
- 4 顧問に対しては、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給するとともに、その職務を行うために要する費用を理事会の決議において別に定める支給基準にしたがって弁償することができる。
- 5 相談役は無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用を理事会の決議において別に定める支給基準にしたがって弁償することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、総ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、副会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。



2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、通常総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

4 定款及び会員名簿は、主たる事務所に備え置くものとする。

5 貸借対照表は、総会終了後、遅滞なく公告しなければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第10章 委員会

(委員会)

第43条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 事務局

(事務局の設置)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。



- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、専務理事をもって充てることとし、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 補 則

(委 任)

第45条 この定款に定めるものの他、この法人の運営について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は荒谷壽一とし、専務理事は坂井克二とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 役員名簿

H25.4

役職名	氏名	会社名等	備考
顧問	平口 洋	衆議院議員	
顧問	山木 靖雄	広島県議会議員	
顧問	狭戸尾 浩	広島県議会議員	
会長・理事	荒谷 壽一	(株)荒谷建設コンサルタント	
副会長・理事	土肥 真也	(株)セトウチ	総務広報・経営委員会担当
副会長・理事	寺田 博行	中国開発調査(株)	総務広報・技術委員会担当
専務理事	坂井 克二	事務局 長	
理事	法堂 一成	ダイホーコンサルタント(株)	経営委員会副委員長
理事	高杉 鶴雄	(株)知久設計	総務広報委員会委員長
理事	河村 康	中電技術コンサルタント(株)	技術委員会副委員長
理事	森脇 克彦	フクヨシエンジニアリング(株)	総務広報委員会副委員長
理事	河野 吉次郎	復建調査設計(株)	技術委員会委員長
理事	車地 健二	明伸建設コンサルタント(株)	経営委員会委員長
理事	佐々木 仁志	(株)陸地コンサルタント	経営委員会副委員長
監事	三宅 啓文	ケイ・エム調査設計(株)	網羅特別委員会委員長
監事	関 一晴	関一晴税理士事務所	網羅特別委員会副委員長



(一社) 広島県測量設計業協会 委員会構成

一般社団法人 広島県測量設計業協会		会長 荒谷 壽一 (荒谷建設コンサルタンツ)		平成25年4月現在
委員会	担当	担当副会長	◎委員長 ○副委員長	担当委員
総務 広報	協会の組織・運営・福利厚生に関すること 表彰・親睦・研修に関すること 宣伝・広報活動に関すること 測量・設計業に関する情報・資料収集に関すること 他の委員会に属しない事項	土肥真也 (セトウチ) 寺田博行 (中国開発)	◎高杉 鶴雄 (知久設計) ○森脇 克彦 (フクヨシE) 飯川 松義 (アース開発C) 住吉 喬 (第一総合E) 下花 光 (ヒロコン)	岡田 宏 (エイチテック) 渡邊 義政 (協同C) 大淵 岩雄 (新東C) 立岩 英治 (広建C)
技術	1 測量・設計の適正単価・歩掛・諸経費率・材料・機械器具に関すること 2 技術の改善・作業の省力化等に関すること 3 各種研究会・講習会の実施に関すること	寺田博行 (中国開発)	◎河野吉次郎 (復建調査) ○河村 康 (中電技術C) 星居 克典 (アキテクノス) 入江 久夫 (安芸建設C) 川上 浩 (エイト日本技術開発)	飯田 昇 (瀬戸内開発C) 山下 昭次 (御和技研) 中田 昌典 (中国施設) 峯岡 静彦 (ミネオカ測量) 高橋 茂樹 (ニュー技術)
経営	1 測量法関係・法令・制度に関すること 2 入札・請負・契約・約款に関すること 3 発注官公庁の連絡提携・陳情・請願・建議に関すること 4 災害発生時における実態の把握に関すること	土肥真也 (セトウチ)	◎車地 健二 (明伸建設C) ○佐々木仁志 (陸地C) ○法堂 一成 (ダイホーC) 泉田 義博 (イズタC) 山田 雅昭 (中国工務)	愛須 章友 (日航C) 萩原 彰 (ドーナード大地) 日野原浄弘 (日野原富士C) 友則 雅裕 (広測C) 青木 成夫 (LAT 環境)
網 特 紀 別	1 会員の退会・除名に関すること 2 役員の解任に関すること 3 会員相互の紛争・苦情等に関すること	—	◎三宅 啓文 (ケイ・エム調査) ○関 一晴 (関一晴税理士事務所)	荒谷 壽一 (荒谷建設C) 土肥 真也 (セトウチ) 寺田 博行 (中国開発)

(一社) 広島県測量設計業協会

顧問 平口 洋 会長 荒谷 壽 一  
 山木 靖 副会長 土肥 真 也  
 狭戸尾 浩 副会長 寺 田 博 行

(50音順)

会 社 名	代 表 者	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X	登録番号
(株)アース開発コンサルタント	飯 川 松 義	737-0161	呉市郷原町7140番地の1	0823-70-3555	0823-70-3556	9675
(株)アキテクノス	星 居 克 典	731-3161	広島市安佐南区沼田町大字伴6290番地2	082-848-3117	082-848-3118	31469
(株)安芸建設コンサルタント	入 江 久 夫	736-0082	広島市安芸区船越南四丁目3番25号	082-823-8000	082-823-7171	6679
(株)荒谷建設コンサルタント	荒 谷 壽 一	730-0831	広島市中区江波西一丁目25番5号	082-292-5481	082-294-3575	534
(株)イズタコンサルタント	泉 田 義 博	723-0051	三原市宮浦三丁目34番10号	0848-64-4190	0848-64-4148	16238
(株)エイチテック	岡 田 宏	720-0822	福山市川口町一丁目16番35号	084-953-2721	084-954-4862	2671
(株)エイト日本技術開発広島支店	川 上 浩	732-0055	広島市東区東蟹屋町15番3号	082-263-7771	082-263-7769	263
(株)協同コンサルタント	渡 邊 義 政	731-0154	広島市安佐南区上安六丁目20番4号	082-872-2970	082-872-2975	9643
ケイ・エム調査設計(株)	三 宅 啓 文	733-0003	広島市西区三篠町三丁目24番19号	082-238-2371	082-238-6700	5123
(株)新東コンサルタント	大 淵 岩 雄	733-0002	広島市西区楠木町三丁目15番11号	082-237-4691	082-238-3973	1225
(株)セトウチ	土 肥 真 也	725-0004	竹原市東野町158番地の3	0846-29-1720	0846-29-1721	7950
(株)瀬戸内開発コンサルタント	飯 田 昇	733-0007	広島市西区大宮二丁目2番2号	082-237-0988	082-237-0994	4185
(株)創和技研	山 下 昭 次	733-0821	広島市西区庚午北四丁目6番25号301	082-275-5366	082-275-5367	12179
ダイホーコンサルタント(株)	法 堂 一 成	721-0961	福山市明神町一丁目5番38号	084-931-5211	084-931-1411	2649
(株)第一総合エンジニア	住 吉 喬	731-0102	広島市安佐南区川内二丁目3番53-7号	082-879-0701	082-879-0734	1782
(株)知久設計	高 杉 鶴 雄	721-0903	福山市坪生町216番地	084-947-5412	084-948-4226	8367
中国開発調査(株)	寺 田 博 行	733-0822	広島市西区庚午中二丁目13番24号	082-274-1211	082-274-0022	773
中国工務(株)	山 田 雅 昭	731-0101	広島市安佐南区八木八丁目21番28号	082-873-2069	082-873-2079	1523
中国施設設計(株)	中 田 昌 典	732-0056	広島市東区上大須賀町1番1号	082-261-4379	082-261-1630	145
中電技術コンサルタント(株)	沖 田 俊 治	734-8510	広島市南区出汐二丁目3番30号	082-255-5501	082-255-5601	1390
(株)ドユー大地	萩 原 彰	733-0037	広島市西区西観音町17番17号 ADビル	082-532-5120	082-532-5125	139
(株)ニュー技術	高 橋 茂 樹	731-5155	広島市佐伯区城山一丁目1番3号	082-927-3500	082-927-3501	17479
(株)日航コンサルタント	愛 須 章 友	739-0025	東広島市西条中央一丁目17番9号	082-423-5773	082-423-5985	372
(株)ヒロコン	下 花 光	734-0011	広島市南区宇品海岸三丁目13番28号	082-250-8515	082-250-8516	476
(株)日野原富士コンサルタント	日 野 原 淨 弘	731-0153	広島市安佐南区安東一丁目6番9号	082-878-0908	082-872-3729	15871
広建コンサルタント(株)	元 廣 和 弘	720-0822	福山市川口町一丁目7番3号	084-954-2411	084-954-1434	9608
(株)広測コンサルタント	友 則 雅 裕	739-0042	東広島市西条町西条東309番地の1	082-422-2556	082-423-8291	477
フクヨシエンジニアリング(株)	森 脇 克 彦	733-0025	広島市西区小河内町二丁目21番9号	082-942-1241	082-296-8071	32303
復建調査設計(株)	小 田 秀 樹	732-0052	広島市東区光町二丁目10番11号	082-506-1811	082-506-1890	115
ミネオカ測量設計(株)	峯 岡 静 彦	722-0051	尾道市東尾道10番地20	0848-20-2711	0848-20-2714	7203
明伸建設コンサルタント(株)	伊 藤 利 夫	733-0033	広島市西区観音本町一丁目4番12号	082-291-3141	082-295-1065	4866
(株)LAT環境クリエイト	青 木 成 夫	733-0821	広島市西区庚午北二丁目1番4号	082-273-2605	082-271-2230	32491
(株)陸地コンサルタント	佐々木 仁 志	739-0005	東広島市西条大坪町8番27号	082-423-2627	082-422-6303	876

平成 26 年 3 月



(一社) 広島県測量設計業協会 賛助会員名簿

会 員 名 簿

会 社 名	代 表 者	所 在 地	電 話 F A X
アイサンテクノロジ一(株)	柳 澤 哲 二	460-0003 名古屋市中区錦 3-7-14 ATビル	052-950-7500 052-950-7507
(株)アライズソリューション	荒 谷 悦 嗣	730-0847 広島市中区舟入南 2-7-1 ふぁみ～ゆ舟入南 2階	082-293-1231 292-0752
(株)FCエンジニアリング	弥 政 富美雄	732-0052 広島市東区光町 2-11-31	082-568-5633 568-5638
(株)山陽測器	桐 木 博 之	733-0821 広島市西区庚午北 1-20-9	082-272-1567 273-6662
(株)ジッタ中国	實 田 泰 之	730-0043 広島市中区富士見町 16-2	082-244-2331 244-3311
(株)中建日報社	絹 井 正 博	730-0805 広島市中区十日市町 2-1-8	082-297-7111 297-7112
(株)トリンプルパートナーズ中国	窪 田 義 則	〒735-0004 安芸郡府中町山田 2-4-1 サンシルクⅡ	082-236-3820 236-3821
(株)日刊建設工業新聞社	高 田 智	730-0016 広島市中区幟町 3-56	082-221-7236 223-1165
富士ゼロックス広島(株)	弓削 恭 弘	732-0827 広島市南区稻荷町 2-16	082-568-6300 568-6688
ラシデス(株)中国西支店	中 村 稔	731-0102 広島市安佐南区川内 5-16-12	082-830-5571 830-5575

## 平成24年度 経営者懇談会

日 時：平成25年1月29日（火） 15：00

場 所：ひろしま国際ホテル

講 演

「コンプライアンスが日本を潰す」

京都大学 大学院 工学研究科 教授 藤 井 聡氏





## 平成24年度 経営者懇談会 講演録 (要旨)

1 日時：平成25年1月29日 (火)

15時～16時45分

2 演題：コンプライアンスが日本を潰す

3 講師：京都大学大学院 教授 藤井 聡 氏

4 内容

- 公共インフラを作るという公共事業が無いと日本は潰れてしまうが、これをシッカリやると日本は救われる。安倍総理が言っている「強い日本」は公共事業無しには作れない。今、港も、堤防も道路も足りない。何もかも足りない。更に需要も足りない、内需も足りない。あらゆる意味で公共事業をやることこそが、「強い日本」を作るという目的のために一番にやらないといけない。これをベースにしたのが“公共事業が日本を救う”で、まずはこの話をしたい。
- 私は復興予算について原発も含め40～60兆円は必要と言っていたが、昨日麻生財務大臣が民主党第3次補正予算19兆円に6兆円足して25兆円、計約30兆円とする旨を言われていた。原発関連10兆円を足すと40兆円となり、自分の考えと概ね符合する。
- また私がかねがね、南海トラフ地震や首都直下型地震、富士山噴火に備え200兆円を使えと言っている。こうした中、この度国土強靱化担当大臣ポストが創設された。古谷担当大臣で Ministry of National Resilience 。ちなみに今年のダボス会議のメインテーマの一つが国土強靱化で世界中がこれを言っている。
- そして政権交代で10兆円の補正予算、財政出動が認められ公共投資が5兆円増える。元が6兆円ぐらいで倍に増える。
- 今、建設関連銘柄、国土強靱化関連銘柄の株が軒並み上がっている。そうした中でJPモルガン、野村証券、みずほ証券とかの証券会社との意見交換をする。その時に一番興味があったのが、このコンプライアンス問題、特に受注制度である。何故か、と言うと政権が変わり公共事業予算が増額されるから。
- 積極的な財政出動がアベノミクスのだ真ん中に位置づけられている。この2本目の矢だけ抜いてやろうとしている勢力が大変多く存在する。2本目の矢を抜いたらデフレからの脱却がかなり難しくなるというのは経済理論上からみて間違いない。

- 政府の中に「国土強靱化推進室」が出来た。室長は杉田官房副長官で、総理大臣を本部長にし「国土強靱化推進本部」を作る。杉田副長官は警察官僚で、内閣危機管理官をやっていた危機管理のプロ。その下に5人の総理大臣補佐官、法律で5人に決まっている。うち1人は元住宅局長。補佐官は通常は政治家で官僚がやるのは珍しい。国交省からと言うのは更に珍しい。所管はインフラ・社会資本関係、国土強靱化を含むインフラ関係で、その補佐官が国土強靱化をやると言っている。その下に有識者会議を立ち上げる。こうした動きを読み、マーケットでは公共事業関連銘柄は上がるぞ、ということで建設関連銘柄を買っている。その中で重要なのがコンプラの問題であるということ。
- 要旨について、最初に1990年の日米構造協議。それから橋本行革、2000年代の小泉構造改革、この2つの政権を経て独禁法が強くなった。日米構造協議1980年代以前は談合をやっても殆どつかまらなかった。当たり前の事だった。「話し合っているだけ、順番を決めているだけなのが何がいけない」。日本中そう思っていた。
- 日米構造協議で、アメリカは「独禁法が弱いから日本は何かやっている。強くしたら談合を潰せる」と思った。なぜそう思ったかと言うと、参入出来るから。日本はすごい羽振りがいい国だし公共事業は多いし、十数億人が住んでいる中国とほぼ同じ経済規模を持っている。公共事業の量がアジアでも大変多い。アメリカの7割程度のGDPがあった。だからアメリカ人は日本で商売したいと思った。
- それで参入しようと思ったが、訳の分からない文化があるから参入出来ない。だから日米構造協議をやった。最初にオレンジの自由化、コメの自由化、牛肉の自由化、そして「公共事業も自由化しなさい」とずっと言っていた。最初はノーと言っていたが、段々潰されて「どうぞ」と言い出した。
- 談合体質を潰すため、独禁法の改正により昔は罰則が緩かったのをきつくした。これにより公正取引委員会に摘発されるだけだったのが最近警察にも捕まるようになった。93年のゼネコン汚職事件になった。昔は犯罪でも何でもなかった。
- 日米構造協議を契機に独禁法が改正され、新会社法も作られた。これにより会社は社長の持ち物から“株主の持ち物”になり、日本の会社組織を根底から変えた。これで社員のモチベーションがガラッと変わった。「やっとなれん。株主の為に何でやらんといかん」。社長には忠義があるが株主に対する忠義は無い。社長は逃げないが株主はすぐ逃げる、ということで日本の武士道と会社組織が一体化していた。会社法はそういったものを無くしてしまった。行革により日本人としての魂が使えないものに転換させられた。
- 独禁法の強化と新会社法のインパクトは大変大きい。会社そのものを売り買いする。会社は愛社精神を持っている人にとっては故郷みたいなもので、その故郷を売買するようなもの。アメリカ人はそんな感覚は無い。組織と人間との関係が違う。
- 潰れる論理が日本に上陸した。明治の法律はヨーロッパから入れており、アメリカからは入れていない。イギリス、ドイツにはこんな法律は無い。この法律があるのは日本、



アメリカとヨーロッパに1国ぐらいで、シカゴ大学の新自由主義者（市場原理主義者）がこれを作った。談合解体装置で組合解体装置。

- 産業は有機的に絡み合っており良くわからないもの、だから当然に話し合う。新自由主義にはこうした文化は無い。金だけが全てで訴訟したらうまく行くという概念に抜けているのは“生産の理論”である。経済理論には「生産された物をどの様にしたらうまく具合に交換できるか」という話しがあるかもしれないが、普通は「どうやったら多くの物を作れるか」を考える。そこまで踏み込んで考えたら文化的、社会的に仲良くしていかないといけないとか、潰したらいけないとか、色んな事が見えてくる。こういった視野が経済合理主義者の頭には全くない。これが新自由主義であり、我が国はこれに服従した。橋本さんと小泉さんが。
- 服従と言う言葉を英語で「コンプライアンス」と言う。皆さんは会社で「コンプラは大事だ、誰かが勝手に作ったルールがあってそれからずれたら、怒られる」で完全に服従している。最初は勝っていた。公取なんかを追い返していたし、国会決議で、公取が言っていることが、OK となることがあった。談合は是とされていた。そしてこれが課徴金を上げるとかの暴力装置を持つようになった。
- これにより建設産業や様々な産業の商習慣が解体させられてきた。その延長戦上に TPP があり、新自由主義そのものであることから、今後もっと過激に潰されていく。更に日本の大概の産業が国民文化とは無縁な新自由主義的なものに変質しようとしている。
- 僕の友人で JP モルガンに努めていた人がいる。この人は証券マンでアナリストで建設産業のプロ。彼からメールで「首になった。月曜日から来なくていいと今日言われた。何なんだ、その話は。JP モルガンの方針が変わったからリストラになった。すごい話だ。日本の最高のアナリストの一人が、簡単に首になる。
- それが新自由主義的なものであり、これにより大多数の日本国民の幸福が棄損している。一部の資本家に富が集積し、格差社会（経営者と労働者、大企業と中小・零細企業、東京と地方など）が極限まで拡大しようとしている。最悪になりつつある。資本家は残るが労働者は死んでいく。東京は残るが地方は死んでいく。大企業は残るが中小企業は潰れていく。TPP に加入したらアメリカと日本を合せて一番強い会社が生き残って小さい会社が無くなっていく訳で、日本でも多くの会社が潰れていき。地獄になる。
- なぜ地獄になるかと言うと“服従”したからだ。独占禁止法を強くしたり会社法を作って新自由主義的な法律にしていってからのようになる。法律のシステムを変えてアメリカの学者が言っている新自由主義的な方法（フリートレード、自由マーケット）が良いということにしていってこうなる。叶わない。
- 高校インターハイの選手、国体の選手とオリンピック選手とを一緒くたにしたらインターハイが全部負ける。オリンピックの選手しか勝てない。インターハイで頑張っている人、小学校の運動会とかがあるのは規制があるからで、カールルイスに小学生は勝てない。



規制があってその中で守ってあげながら強くなって、適度な競争があって、似た者同士が競争して切磋琢磨して強くなってステージを上げる、そういうシステムが規制によって守られているから頑張っでレベルが上がっていく。これを10年間続けたら一番早い人の速度が、がた減りする。それは努力しなくても勝てるから。つまり自由主義を過剰にやるということは無茶苦茶になるということ。そういった最悪な事態を避けるためには新自由主義への服従ではなく反抗しようということになる。だから TPP 参加を阻止するのは当然。

- コンプライアンスの反対はレジスタンス。レジスタンスをする力を“レジリエンス”（日本語で「強靱化」）と言う。私の国土強靱化という思想はこれが背景にある。法律の奴隷、それをコンプライアンスと言う。コンプライアンスは奴隷化・隷属化と同じで、それでは生きている意味が無い。
- 新自由主義者と違う概念があるからコンプライアンスしようとする訳で、コンプライアンスの概念があることは異質であるということ。服従しようとする人と服従させようとする人、服従しつつある我々とは違いがある。なぜ違うかという、我々には我々のやり方があるから。「かくなればかくなる者と知りながら止むにやまれぬ大和魂」（吉田松陰）はアメリカ人には絶対通じないし、極東のアジア人でも分からない。これで日本国家を作った、我々のやり方で。
- コンプライアンスしないということは独立自尊、つまり自分達で生きていくということであり、それが日本文化だ。自分達のやり方に基づいて最高法規である憲法を作ってやっていく。今あるのは英語を翻訳しただけで我々が作ったものと違う。明治時代には大日本帝国憲法を作っていた。これが独立自尊の国創りである。
- コンプライアンスを止めて自主憲法を作りながら自分の国を自分で作っていく方向になっていく訳で、安倍総理は明確にこれを意識され、第1次安倍内閣でかなり前面に出した。だから教育基本法も変えた。憲法改正も言った。その時の論文が「美しい国」で、これでやろうとした。この話と談合は同じ話である。談合の話はこの中に含まれている。我々は今までやっていた。これは多くの方がそう思っておられると理解している。これは明確に学問で法社会学、法哲学を語っている、民俗学と言ってもいい。文化人類学と言ってもいい。社会科学と言ってもいい。こういうことを学者は語るべきである。



- コンプライアンス、これが日本で進められたのは日米構造協議が決定的な理由であり、日本の敗戦が究極的な原因だ。なぜ法律が変えられたか、それは“日本国家を日本国家でなくする”という意図があったからだ。日本国憲法を何故アメリカ人が作ったか、これは日本人を好きだったからではなく、怖かったことが理由。だから解体することを目的に財閥解体をやった。色んなものを解体していった。なぜか、マッカーサーは将軍であり軍事作戦（オペレーション）の1つとして、何もかも解体しようとした。家族のあり方だって解体した。
- その中に構造改革がある以上は、構造改革に従うことがコンプライアンスな訳で定義上日本解体そのものである。米国の意図、圧力がきっかけだが、一番問題なのは、普通は「俺の言うことを聴け」と言われたら「いやだ」というが、これが媚びるようになる。最初は喧嘩していたがコンプライアンスで媚びている。コンプライアンスは「服従」と意味に加えて「媚びる」という意味もある。「コンプラの観点から」は「媚びる観点から」と一緒である。
- タクシー業界も構造改革の中で需給調整を無くしてマーケットが大混乱した。「自由化はいいかな」で規制を無くした。自由主義として良いかなと思った。アトランタ、シアトルやストックホルムもやったが、彼らが立派なのは、ぐちゃぐちゃになったんで、再規制をした。

日本でも同じ流れがあったが残念ながら公取に負けた。その時の中心人物が再規制の為に相当頑張ったが一切勝てなかった。正義が公取の権力に負けた。
- 規制には良いのも悪いものもある。規制緩和も同じ。我々学識者が議論してこの規制は悪だということを結論付け、国交省の役人に言っただけで勝って力で負けた。アトランタ、シアトルやストックホルムでは理屈が勝った。それが普通であり、それが政治と言うもの。結果日本は駄目になってタクシー市場が混乱した。広島も多分ひどいと思う。年収は200万円を切って150万円ぐらいじゃないか。
- 建設市場も同じで、かつてはGDPの15%を占めていたが、残念ながら公取のコンプラによりほぼ壊滅しつつある。シーリング、公共事業費の削減、これだけではなく談合取締強化、これによって駄目になった。談合もやっていい時といけない時がある。逆にいうと自由マーケットも使っていい時と駄目な時がある。
- 自由マーケットを使っていい時とはラーメン屋の競争で、いけない場合は、嫁さんを決める時とか自分の子供を誰にするとか。それらの線引きをしないといけない。陛下の食事内容も駄目、今朝はスカイラークで安く食べてきたでは尊敬の念が棄損する。



- 自由マーケットにも良いこと、悪いことがある。大量生産、大量消費の場合、ぼちぼちの会社もぼちぼち儲けれる。どうしようもない輩でも飯ぐらいは食える。腕のいい人は儲けたらいい。弱い人も強い人も皆生きていける。何とか飯が食える。それは客が沢山いるから。南国の狩人みたいなもの。色んなものが沢山とれるわけで自由にやってたらい。
- 少量生産、少量消費の場合に自由に競争したらどうなるか、巨人が一人勝って後は皆死ぬ。しかも少量生産・少量消費なので、いくら努力しても客は増えない。  
これは南極のマイナス30℃の中で生き抜く皇帝ペンギンみたいなもの。平原だで寒さを防げる洞穴は無いが頑張っている。皆で押し競まんじゅうしている。風上から風下に群れを対流させながら、死ぬ確率をシェアしながら生きている。これが超少量生産少量消費状況ですよ。生産はゼロなのでバラバラになったら3日くらいで全部凍死する。皇帝ペンギンの群れみたいなもの、これが「談合」だ。
- 元々建設産業は消費が少量で客が少ない。多くないと災害への対応が困難となるだけでなく、地域の産業も潤わない。小さな建設産業が存在することが社会的な意味を莫大に生み出している。社会貢献に大いに役に立っている。これを維持していくために何故効率的にやらないといけないのか、という話で南極のような厳しい状況では協力をしないと生きていけない。
- 大量生産、大量消費の場合は勝手に競争していい、協力するか競争するかを是非で分けていったらいい。建設産業が春の時代が来れば少しずつ自由競争してもいい。駄目になってきたら皆で押し競饅頭で生きていったらいい。今までは日本中でそうやって来た。最適だった。地域の実情が分かる所に存在することが皆の役に立っている。皇帝ペンギンのように少量生産少量消費では競争したら駄目ということ。
- ところが独禁法は競争を促し、談合組織を潰すために作られた。これはシカゴの経済学者グループが作ったが、彼らは大企業が暴れまわれる世の中が天国で中小企業は存在自体が悪だと思っている。独禁法の本を出版した学者は、「生産性が高いものだけが生き残るべきで生産性が低いものは市場から退出すべきであり、日本のマーケットサイズの場合、各業種ごとの企業数は2社ないし3社が妥当」と本に書いている。
- 独禁法でやったら潰れていくのは論理的に明白であり工夫しても無理。談合しないとダメ、絶対。後はこの談合をどうやって合法的なものにしていくか、といった法律を作ればいい。我々のやり方をもっと質的に改善するような法律を作ればいい。
- 私が言論活動を始めて最初に書いた論文は「談合を法制度化しよう」。どのような談合が一番いい談合かということ。例えば、オーソライズした協会を作りその協会に発注する。公共（発注者）はその協会を時々チェックする。技術提案が必要な案件とそうでない案件があるが、順番を決めるのは協会に発注する訳だからそこが何をやるかは公共は関係ない。法人格のある協会を作る。これを徹底的に主張する。脇先生の考えもこれに近いと思う。大手は入ってこないようにしたらいい。



- 産業を保護することが受注制度の重要な目的である。商店街を守るために作られた大店舗立地法と同様に、公明正大にその建設産業を守るため、これをその法律の目的にすればいい。値段を釣り上げるための談合等のチェックはきちんと公共的組織がやればいい。そうしたルールの中で“善意の談合”をやればいい。この論理はどう考えても正しいと思う。
- これは個人の意見で、内閣の意見とは違うということをお含み頂きたい。

## 平成25年度 経営者懇談会

日 時：平成25年11月28日（木） 15：00

場 所：ひろしま国際ホテル

講 演

「公共調達を考える」

愛媛大学情報防災研究センター 教授 木下誠也氏





## 平成25年度 経営者懇談会 講演録 (要旨)

- 1 日時：平成25年11月28日（木）  
15時～16時45分
- 2 会場：ひろしま国際ホテル
- 3 演題：公共調達を考える
- 4 講師：愛媛大学 防災情報研究センター教授 木下誠也氏
- 5 講演内容
  - 建設関連の仕事に携わっておられる皆さんは長い間厳しい年月を重ねてこられたと思う。これは、公共事業予算の縮小と併せて今は国土強靱化とか災害復興とかということでも少し風向きが変わってきたが、それでも中々先が見えてこないということだと思う
  - この厳しい環境とは、「予算の縮小と併せて利益率が上がらない、これには、日本特有の問題がある、それは調達の問題じゃないか」ということを踏まえた現状を最初に、2番目に、なぜ日本特有の仕組みになってしまったのかという所を、3番目に、建設コンサルタントの調達について触れ、最後に今後の入札契約制度改革の方向性について話したい。

### I 建設産業の疲弊と歪んだ競争環境

#### 【名目建設投資の推移】

- 建設市場が最大だった92年は民間投資（橙色）と公共投資（青色）を合わせ84兆円で今や半減している。公共事業も95年の35兆円をピークに2012年は19兆円とほぼ半減という、市場のパイが減ったという問題がある。

#### 【落札率の推移（国土交通省直轄工事）】

- 落札率（国土交通省の直轄工事）について、昔は98～99だったが、競争の激化により90割を割り込んだが、ダンピング対策を講じてきたことにより概ね9割あたりで低値安定という状況になっている。
- これが利益率が上がらない要因で、コンサルについても似たような傾向にある。

#### 【職種別就業者数の推移】

- 就業者数（国勢調査）は、大工で見ると平成7年から22年の15年間でほぼ半減、土木作業者の数もマイナス44%と半減している。

#### 【建設機械の保有台数の推移】

- 自前で建設業が保有している台数が平成13年から激減、レンタル・リースが横ばい状態になっており、大規模地震が発生した場合は対応出来ないんじゃないかという問題がある。

#### 【低入札が発生する要因】

- 建設業界の疲弊はパイの減少と併せて落札率の低下、いわゆる低入札が原因。

- 発生要因として他の競争者の存在を無くすために強いものがダンピングして取ってしまい市場を独占する、これが1番。
- 2番目は最初の契約では損をしているが、変更増或いは追加工事等で利益を得ていく、これが世界で行われているダンピング（低入札）であり、日本では、1番はあまりない。
- 世界では儲けるための低入札、日本の場合は終身雇用のため従業員を遊ばせるよりは受注して仕事を増やそう、或いは実績重視なので将来の受注を有利にするための実績だけは確保したい、結果として赤字受注が発生する。

#### 【価格決定構造】

- もう一つの問題は価格決定構造が世界と比較して異なるということ。日本の場合は戦略的に受注するという事で元請価格が決まり、下請け叩きだとか賃金不払い等の問題が発生する。海外の場合は逆に下から上に決まってくる。
- 海外では、賃金は法律等で職種別に最低賃金が詳しく決まっており削れない。専門工事業者が元請に見積書提出や札入れを行うことにより、専門工事の価格が決まり、これに元請が必要な額を加算して応札することから、無理な低入札が起きにくくなっている。
- 入札不調の発生は日本固有の問題（海外では殆ど有り得ない）。例として、岩手県、宮城県、福島県、仙台市では入札不調のケースが30～50%発生している。
- 要因として、日本は予定価格の上限拘束があることから応札してくれる会社がないという場合と応札しても予定価格を上回って落札に至らないということで不落になる。  
※ ここでは、応札者がいないのと不落になるのを合わせて入札不調と言っている。
- 予定価格の上限拘束が無い海外では起こりにくい。日本独自の問題。

#### 【入札方式変遷のイメージ図】

- 日本は明治22年（1890年）に海外に習って明治会計法を制定したが、以後見直しされていない。海外は激変している。日本の場合、最初は殆どが随意契約で昔の公共工事（鉄道工事が主体）は殆ど随契だった。
- 1880年代‘ちょっと’指名競争が増えている。これは、アメリカに倣って指名競争入札を導入したが評価されず直ぐに随契に戻ったことによる。
- 明治憲法制定時（1890年）に不平等条約を廃止するには先進国並みの法律が必要という考えで、フランス、ベルギー、イタリアに倣って日本の実態も考えずに一般競争入札を導入したが大混乱となった。事態を收拾するため、次々勅令でカバーし1900年には指名競争OKという勅令を出し、これを機に指名競争に切り替り、以後指名競争が長く続いた。
- 戦時中は特例で100%随意契約の時代が少しあり、戦後はGHQ指令でオープンにしるとの指示を受け一般競争を導入し大混乱となり、サンフランシスコ条約で日本が独立すると同時に一般競争は止めた。
- その後長く指名競争の時代が続き、93年のスーパーゼネコン汚職、この時にアメリカからの圧力もあり、中央建設業審議会（中建審）の答申を踏まえ94年度から大規模工事に一般競争が導入された。その後独禁法が次々強化により一般競争の適用を拡大導入せざるを得ない状況となったが、価格だけでは駄目ということで「公共工物品確法」を議員立法で制定した。
- 国の直轄工事については2005年度後半から総合評価付の一般競争に切り替え、地方公共団体にも実施を指導したこともあり、総合評価も含めて一般競争がドンドン増えてきている。
- ごく最近まで指名競争の時代が長く続いたが、この長い時代が“技術優位”の時代ではなかったかなと思われる。



- 要は、明治会計法の建前通りの運用ではうまくいかないということが分かったので、1900年から指名競争にして、技術的にやって欲しい会社に発注する仕組みにしていった。不透明ではあったけども発注者が Engineering Judge を効かしていたが、一般競争を導入したことにより発注方針を客観化してきたことで、難しくなってきた。これにより技術優位では無くなってしまった。
- 1993年に出された中建審の答申後に価格だけでは品質確保が心配だということで、1998年に「技術力を重視した多様な入札をやってみよう」という答申を出した。これが総合評価の試行を始めたきっかけとなった。
- 明治会計法を最近まで放置してきた背景としては、運用面で“技術力優位”の時代が続いていたので実害が無かったということ。実際、建前上は「一般競争が原則」と言っていたが、実際は長年に亘って指名競争で発注していた。明治会計法は神棚に祭り上げて運用は別世界。
- 定価格の上限拘束は今でこそ問題だと言っているが、発注者にとっては主体的に価格が決めること、受注者にとっても調整する目安になるというメリットがある。だから予定価格が低すぎたりしなければお互いに困らなかった。だから価格だけによる落札基準は「とんでもない」と今でこそ言われるが、こうした事情から特段問題は無かった。
- そういう時代が続いたが、それが許されなくなった。競争原理を働かすべきだ、との理由で、一般競争も導入せざるを得ないという状況になってきた。こうした事情で会計法が言う価格競争だけではなく、技術と価格を要素とした（私は個人的には技術だけで選んで欲しいが）総合評価を導入することとし品確法を議員立法で作ってもらった。

#### 【「品確法」が2つの暗部に光を】

- 品確法のポイント、1つは不透明な受注者の決まり方を透明に出来る。価格だけではなく、技術を含めて総合的に施工業者を決めるのであれば透明に出来るのではないか。
- 2つ目は、かつて発注者に技術的な能力が無くても、例えば能力の無い市町村が発注する時に「お手伝いでちょっとコンサルに仕事してよ」とか、或いはコンサルタントを通じて建設業者が設計図面を書くとか、そういった不透明な状態が発注者万能主義であったがために存在した。それを品確法で、「発注者が能力が無ければ外部に頼りなさい、支援を受けなさい」ということを初めて定めた。
- 発注者の責任をこの品確法が初めて明らかにしたわけで、これにより、この2つの不透明な部分を解消することが出来ると期待されたが、結果は必ずしもパーフェクトではなかった。

#### 【応札行動の変化と落札率】

- 価格の決まり方の変化について、横軸が価格で100のところが予定価格。縦軸が応札件数で落札は予定価格以下で決まる。昔はグラフの赤いところと決まっていた。総合評価を導入した後は応札数が二山構造になった。
- つまり予定価格のところに集中する山と低入札調査制度の基準価格の山と二山で集中し落札価格、契約価格の決まり方も二山になる。要は、市場競争で決まるのではなく、結局は官が決めているからこうなる。

#### 【総合評価方式の課題】

- 昔は予定価格で決めていたので不当に安い価格にならなかった。問題は、予定価格ないしは調査基準価格のどちらかで決まり、発注者が指値を低くしただけの話であった。
- 今は、総合評価方式の場合に技術点に差が十分につかないとか調査基準価格の直上での価格を強いられるとか負担が大きいといった問題が指摘されている。



### 【会計法令等の限界】

- つまり価格を発注者である官が決めている構造は変わらず、十分な技術競争になっていない。やはり、品確法だけでは限界があったということ。
- 財務省が作っている会計法令の限界じゃないか、つまり予定価格の上限拘束がいまだに存在する。併せて技術対話、交渉が位置づけられていないので技術競争も十分に出来ない。ここに問題があるのではないか。交渉が無い、ネゴシエーションを位置づけていない国は日本以外は無いです。

### 【契約変更の予定価格】

- 変更契約の時にネゴシエーションは必要なはず。受注者を決めるプロセスなら入札という手続きが要るが契約相手が決まったとたんに対等になる訳で、世界の常識では条件が変わって契約を変更する場合ネゴシエーション無し、は有り得ない。
- 日本では、新たな契約額は当初契約時の落札率を乗じて増額を決めていく、この額を変更契約の予定価格として札入れをしてもらおう。変更契約の時に札入れをするという概念は世界には無い。
- 変更契約で札入れしてもらおう。これが日本の法律の欠陥で、しなかったらどうするかという規定が何処にもない。落ちなかったらどうするか。
- 現実に沖縄県発注のバイパス工事で大成建設と地元建設会社の JV で半分以下の落札率で取ったトンネル工事（建施工）で変更が発生したが札が落ちなかった。落ちなかったけど続行させて工事が終わった後に、随意契約で遡って不足分を架空発注したということで会計検査で指摘され、補助金等適正化法違反で国に告発された。これは制度の不備が原因で、落ちなかった場合を想定していない。こういう、とんでもない世界に説明世界に説明出来ないとんでもない仕組みが存在する。

### 【予算決算及び会計令】

- 何故そうなるか、会計法の下に手続き規程として「予算決算及び会計令」があるが、これに「随意契約の場合も第80条に準じて予定価格を定める」との規定がある。
- 80条と言うのは一般競争と同じように“予定価格”を随意契約の場合も定めなさいという規定で、随意契約の場合は相手が1社なのでネゴで価格を決めるのが世界の常識だが、相手が1社でも「札入れをしろ、予定価格を定めろ」ということは、随意契約のときですら札入れさせているんだから、変更契約でも札入れさせろと解釈している訳。
- 変更契約で札入れさせろと法律に書いてある訳ではないけども、予決令に準じてやっているからこうなる。

## II なぜ世界に例をみない制度になったか

### 【我が国の会計法令等の特徴】

- 世界に例を見ない仕組みは7つ挙げられる。
  - ① 未だに日本は一般競争が原則。
    - ※ フランスは2001年に一般競争の規定を廃止し、イギリスは戦後、指名競争と交渉契約が主流になっている。アメリカは最近まで一般競争が原則だったが、入口はオープンにし、技術的に難易度が高い案件は2段階入札とし、2段階目は指名による発注、つまり一般競争以外が推奨されるようになっている。
  - ② 日本の場合には会計法で調達ルールを定めているので、売りも買いも“一緒くた”で一般競争が原則となっている。
    - ※ 売るときは一般競争でいいが買うときはルールが異なる。売りと買いを“一緒くた”にし



たルールを適用している国は無い。

- ③ 日本はいまだに会計法。物品サービスと“一緒くた”となっている。
- ④ 交渉が位置づけられていない。予定価格の上限拘束、これも殆ど無い。
- ⑤⑥⑦ 公共工事品確法では総合評価が原則と言っているが、会計法は未だに最低価格が原則。これも今はどこにも無い。物品発注ですら価格原則なんて言ってない。
- そうなった背景としては、大蔵省がフランス、イタリア、ベルギー、のルールを真似て明治会計法を作った。しかし予定価格の制限はベルギーには無い。フランス、イタリアにはあったが今の日本のように厳格ではなく制限を設ける場合があっただけ。それを日本は厳格な形で入れてしまった。
- その後、大正10年に指名競争を、昭和36年には低入札価格調査制度を導入。同年には例外的に総合評価が出来るようになった。公共工事品確法の施行が平成17年、政令レベルでは明治33年に道路工事執行令でロウアーリミット（最低制限価格制度）を導入。実態は道路以外の全ての公共工事にロウアーリミットを設けるようになった。

#### 【入札制度の各国比較（明治会計法制定当時）】

- 明治会計法制定時（1889年）にフランス（1862年作成）とイタリア（1884年作成）のルールを参考にしているが、両国とも一般競争が原則で例外的に随意契約。
- フランスは1882年に「交渉」を通達で認めている。日本はこれを導入しなかった。
- フランスもイタリアも会計法に規定していたことから、“売り・買い”が一緒くた。
- 予定価格はフランス、イタリアは定める場合あり。これも日本は導入しなかった。
- イタリアは「全ての道はローマに通じる」で古くからインフラ施設に対応していたことから国の会計ルールより前に公共事業法があり、1865年制定の「公共事業法」に基づいて発注していた。これを日本は勉強しなかった。

#### 【入札制度の各国比較（1970年前後）】

- 日本の場合1961年（昭和36年）にと例外的に総合評価が導入された。指名競争は大正時代から入っているが、それ以後は基本的に明治から変わっていない。
- フランスは1964年には売り買いが別になって買い（公共調達）だけが1964年に出来た。この時に多様な方式、一般競争又は制限競争（日本の指名競争に類似し選択競争と言う）で入口がオープンで、その中から指名選考し競争するという方法。提案募集というのは提案を競争する、これは価格だけではなく技術提案を含めて総合的に受注者を決める方法で、日本でいう総合評価に近い。それからネゴシエーションもOK。
- イタリアは1972年に一般競争と交渉制度を対等として導入。これは例外ではなく、予定価格は定める場合があり、競争の一つ。
- フランスは一般競争の場合だけ予定価格は必ず定める。落札基準は日本の場合、ずっと最低価格です。フランスとイタリアの最も“経済的に有利”というのは、これは長い目で見て発注者にとって最も経済的という意味なので、要は総合評価の考え方と同じ。ライフサイクルコストと言うか。最低価格ないしは総合評価、どちらでもいい。

#### 【入札制度の各国比較（現在）】

- 日本は相変わらず変わっておらず進歩したのは公共工事品確法が出来たことぐらい。フランスは競争入札が消え、提案募集と交渉しかない。他の国は封印入札（Sealing Bidding）で日本でい



う一般競争入札，そして競争的プロポーザル，交渉などが存在する。

- 韓国，台湾をあえて書いた理由は，日本の統治下にあった関係で日本の会計法をそのまま採用していたが，その後進化し日本を追い越した調達ルールを作っており，交渉も当然ルール化している。売りと買いは別の扱い。予定価格の上限拘束は日本統治の名残で残っているが，日本のように厳格ではなく定めない場合もあっていい，となっている。

#### 【イギリスの調達方式の変遷】

- この様に世界は進歩している。少し正確に言うなら“日本のかつて”に見習うようになっている。イギリスは日本を手本にしている。一般競争入札を導入する前の古き良き時代の日本の方がイギリスの調達方式より建設生産性が高いという研究をしている。日本に習おうという意識で改革をしてきた。委員会を作って検討・方針を出す。
- 例えば，サイモン委員会では一般競争には問題がある。つまり入口では低く受注するが手抜き工事や工期内未完了，もっと悪いのは何度も増額要求で公私対等なので交渉になる，交渉が成立しなければ裁判沙汰になる，ということで儲けさせるということになることから，指名競争や交渉を原則にしようということで，一般競争は戦後激減した。  
1～2割程度しかない。指名競争等に切り替わった。ただ日本と異なるのは，最初から指名では無く最初はオープンでそれからセレクトするケースが多い。
- 1994年に Latham Report で Value for Money を提言。つまり入口の価格だけでなくトータルのコスト，総合評価で決めようということ。日本のような有資格者名簿が必要。そして日本を手本に Contractor Performance (成績評点) を導入。
- アングロサクソンの考え方はビジネスは一元限りなので，一回，一回一番安いところがいいという発想だが，これではかえって手抜き等が発生する。日本に倣って信頼関係を大事にしよう，長い付き合いを大切にしようということで成績評定を日本に倣ってつけようと言い出した。
- そして Two Stage (二段階) 入札，それから Partnering，欧米は契約社会で甲乙がすぐに喧嘩をする。これではいけない，日本に倣って仲良く協議の場を作ろうということで，わざわざ Partnering の為の経費を計上し甲乙が対立しないよう第三者 (司会者) を仲介にした協議の場の設定，といったルールを作った。
- Framework Agreement，これは信頼できる業者を所定期間内 (5年単位程度) で決めておいて個々の工事を随意契約とか指名競争で弾力的に発注する，という方式を始めた。一番最初のグループ決定時はオープンにして技術競争が働く，個別の発注は WTO とか EU ルールには従う必要はないという考え方でイギリスではよく使われている。
- 1998年の Egan Report《Industry-wide performance measurement system》で成績評定主義を業界全体に広げるよう提言，この翌年の1999年に Construction Line 日本というコリンズ，テクリスのようなものが出来，そして Gershon Report で今のルールとなった。

#### 【アメリカの調達方式の変遷】

- パートナリングはアメリカにも普及している。日本からは学ばないがイギリスが日本から学んでアメリカがイギリスから学ぶ。成績評定 (Contract Performance) が大事と言い出し，イギリスに倣って有資格者名簿 (Central Contractor Registration) と二段階入札 (Design-build two-step process) 制限型入札 (日本の公募型指名に類似) を導入し，一般競争よりこっちが良いと推奨している。
- 総合評価 (Design-build Best value Negotiation) イギリスが言っているのと同じで，Best value は総合評価，Negotiation は交渉，それで最近の成績評定重視 (Performance-based acquisition)



これは良い仕事をやった会社に発注しようということがアメリカでもしきりに言われている。

- これだけは日本が先進国。成績評定は1967年から統一的に開始したが、実際は1950年頃には直轄工事でやっていた。データベース化が94年からできた。
- アメリカは陸軍工兵隊がCCASS日本で言うコリンズ、これは工事。ACASS、日本で言うコンサルタント業務のデータベースを作った。今は工兵隊だけじゃなくて全連邦政府をピーパス(PPIRS)というので統合しており、これを州政府にも活用できるよう広げつつある。
- イギリスは1999年に工事だけではなくコンサルタント或いは二次製品の業界も入っているConstruction line というデータベースを作った。これは国、自治体あらゆる発注者が使える。
- フランスは土木については2008年、建築はもっと早いですが、同じようなシステムを作っている。

#### 【公共調達制度改革の流れ】

- 世界の流れを見ると Engineering Judge で選ぼうという方向を目指している。日本はこれを元々やっていた。ただ不透明であったということが悪かった。スーパーゼネコンのスキャンダル等があつて「客観が良いんだ、一般競争が正しいんだ100年以上も前の法律明治会計法にも書いてあるじゃないか」というのでこちらに振れてしまった。
- 93年の中建審の答申では透明性・客観性がしきりに主張され、「客観」がこの答申に36個出てくる。本当に客観で良いのか。辞書によって言葉の定義が異なるが、「主観はその人一人の見方、客観は当事者ではなく第三者の立場から観察し考えること」、発注する場合に第三者の立場で良いのか。発注者の責任は、公共工物品確法にも書いてもらったが、自分のお金でマイホームを発注するのと同じように人任せでは駄目。主観でなければいけない。透明でなければいけない。公正でなければいけない。だから自分に能力が無い時に人に頼るのはいいが、能力があれば自分で判断すべきと言うことで今主観による受注者決定に戻ろうとしてる。98年の中建審の答申では「客観」という言葉を全て消した。
- 主観重視に戻したが、この時に初めて「発注者責任」という言葉を98年の品質確保行動指針の中に書いた。「発注者たるものは公正さを確保しつつ良質なものを低廉な価格でタイムリーに調達する」のが発注者の責任だということを初めて書き、これを受けた形で公共工物品格法が出来たということ。ただ、事件があるたびに客観性ということになるので、ブレた状態になる。
- 元々アングロサクソンの発想は客観性（一般競争入札）だったが、日本が生産性が高いというので、主観による受注者選定にシフトし透明な形で近づいている印象があります。
- 平成17年末から18年にかけてスーパーゼネコン業者が談合決別した。それからどういった問題意識になってきたかを振り返ると、一般競争が良いということになった。それは100年以上前の法律に書いてあるから。独禁法が厳しくなって調整行為が許されない、交渉手続きが無い。昔は会計法を神棚に上げていたから法による手続きに入る前に相談もできた。つまり交渉方式が無くて困らなかった。今は、事前にも話し合いするな、入札のプロセスでも交渉は認めないということで、何も話し合いがないまま受注者が決まってしまうということになり、客観化しすぎて品質に対する懸念の増大や一部ではくじ引きで受注者が決まる状態になっている。広島県では一部ではないが、全国的には一部。こういう由々しき事態になっている。

#### 【キーワードを含む国会議事録件数の推移】

- 最近ようやく会計法を改正の議論が国会で出てきたが、ごく最近国会議事録が電子化されキーワードの数が検索できるようになった。「予定価格」「工事」が入っているキーワードの数これが



ブルー。更に「上限」を加えたのが赤。過去の国会議事録を全部調べました。道路工事執行令が失効した時、初めて最低制限価格ロウアーリミットを無くした議論をしたときに増えている。これは新しい道路が出来た時にロウアーリミットがなくなったので大変だということで国会での議論が増えた。これから10年がかりでやっと低入札価格調査制度が昭和36年に出来た。この時に国会で質問が増えている。それから94年ゼネコン汚職、品確法、このころにも国会で議論が増えている。

- 赤の上限拘束の議論が増えている。議事録を読んで見ると●県の工事の発注価格が低すぎるとか■の単価が低すぎるとか、国会議員が業界の要請を受けて発言しているのが多少ある。与党自民党に限らず社会党も言っている

#### 【昭和36年法改正（低入札調査制度）の経緯】

- 法律を変えるのは大変である。まず、叩き合い防止を定めた道路工事執行令が大正9年に出来た。これは調査制度ではなく失格になる。ところが道路法が出来たときに消されてしまった。建設省、他省庁が認めなかった。この前後から会計法に位置づけろという議論があったが、財務省が頑として受け付けないことから、当時の建設省が建設業法の中にロウアーリミットを入れようとした。法案まで作ったにも拘わらず当時の大蔵省から抵抗されて審議にも挙げられなかった。
- これを受け、田中角栄をはじめとする国会議員が怒って議員立法での成立を画策し、これも大蔵省に抵抗されたが、結局大蔵省が重い腰を上げて昭和36年に法改正を行った。これを受けて地方自治法施行令に最低制限価格と低入札調査制度が追っかけて入った。

#### 【ロウアーリミットを設ける法改正の議論】

- 一つの例として昭和28年6月に衆議院の建設委員会で建設事務次官がロウアーリミットを設ける建設業法の改正を大蔵省などの関係省と相談中、つまり「次出すから期待してね」と国会で喋っておきながら1か月後に出すつもりだったのに出さなかった。
- 田中角栄が怒って「改正案がどうして無いんだ。最低制限制度を設けるべし、当局が言うように『安ければいい』というのは官僚が考える机上の空論だ。この様な事務官僚の意見を続けていくところに日本の政治の貧困があるんだ」ということを言った。
- それに対して大蔵省は「国家の会計制度は恒久制度であって、その時の病的な減少に対してイチイチ弾力的にやっていくことでは納税者は安心できない」と答弁している。
- 脇雅史参議院議員の「なぜ上限拘束性を持たしているのか」との質問に対して財務省は「予算の範囲内での年度内の支出が行われることを統制するためには必要不可欠で、都合が悪ければ入札をやり直すことが出来る」と答弁。大蔵省は変える気が無い。

#### 【第6回公共工事契約適正化委員会（2013年5月29日）】

- 今年の5月に自民党、国会議員（品質確保議連）に財務省が配ったペーパーで、予定価格は契約金額の上限を示すため、契約金額の適正性の判断基準として必要だと言っている。
- 会計法は財務省所管のため変更は難しい。突破するための方策について今から説明したい。

### III 建設コンサルタント業務調達方式

#### 【建設コンサルタント業務調達方式の変遷】

- コンサルタントの調達はどうか、直営時代が長く続いたが、徐々に外部に頼るようになってきた。最初は随意契約主体が徐々に指名競争になり、直轄の場合はプロポーザルを使うようになった。特に、平成6年に工事に一般競争を導入した時にコンサルタ



ント業務についても額の大きいもの（WTO 基準額より大きいもの）については公募型プロポを入れることが始まった。（その後5000万円に下がった）

- 工事の総合評価は平成17年から導入されコンサルタント業務については平成20年ぐらいから入るようになった。昭和36年に会計法を改正したときに総合評価も出来るようになっていたが、例外規定であることから総合評価をやる時は財務大臣と協議しなさいと書いてある。一つひとつの協議で大変だからということで殆どなかったが、公共工事品確法が出来てから包括協議が認められた。
- 国土交通省としては包括的に、工事についてはこのように総合評価は行うよと言うのが認められて、工事については平成17年から始まった。コンサルタント業務は財務省協議が整った平成20年から始まった。

#### 【建設コンサルタント業務調達方式】

- 指名競争が主体だったが、平成16年に公募型指名・公募型プロポが導入され総合評価方式を合せて今後増やす方向にある。平成5年のゼネコンスキャンダル、アメリカからの外圧が入札契約制度が変わった大きな背景である。コンサルタント業務についてもアメリカから強い参入要求があった。
- こうしたことを受け93年の中建審の答申を受けて94年に政府が「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」を閣議で了解。この中に、大規模工事への一般競争の導入、大型のコンサルタント業務に公募型の指名競争ないしは公募型のプロポを入れる等が決定された。
- この行動計画遵守をアメリカが監視するレビュー会合が5年ぐらい続いた。論点は5つ程あった。アメリカ参入実績を増やせ、数が増えてないと日本の責任だ。それで、PM/CMの実施、工事のJV構成員3社を4社に増やせ、アメリカ枠を設けろと言ってきた。
- 圧力が強かったのは、コンサルタント業務のJV制度承認（当時JVというルールはなかった）とアメリカの技術者資格の承認。
- コンサルタント業務のJV、これはむしろ日本の為にはいいんじゃないか。当時建設省の中の意見が真っ二つに分かれた。工事と同じく発注者主導で決める方式にしようと言うのが、当時建設経済局（現在は建設産業局）の意見。
- 工事JVはいい仕組みではない、この轍を踏んではいけないからコンサルタント業務は絶対同じ方式にしない、と言うのが私の考え。プロポで技術競争をするので組むことによって強くなったのか単なる受注配分なのか、そこは発注者が見分けられるので単体であろうが10社であろうが制限を設ける必要はない、ということで意見が分かれ、建設経済局が案を作る前に先に作ってアメリカに説明し現行ルールが出来ている。
- 技術者資格についてはアメリカのP、プロフェッショナルエンジニアを日本の技術士と対等に認めろ、日本は前向きに検討する旨毎年答弁し、少しずつ譲って現在、工事の経費審査の中でPを認めている。技術士等も少しずつ認めている。
- 私はそれはおかしい。日本とアメリカは対等が建前なので日本の技術士も対等に入れてください、相互認証の協議をしましょうと提案したらOKとなった。

#### 【JV形態の一例】

- これはJV、ある業務を発注する時に例えば、環境調査をやって実験やって解析をやって



という業務があったとして環境は A 社が強い実験と解析は B 社が強い全体は B 社が見る。最強チームで組んでいて役割分担を明確にするという風にプロポの技術競争で認めれば 1 社であろうが 3 社であろうがいいんだという考え方。

#### 【建設コンサルタント業務等の落札率の推移】

- 工事と同じように直轄ですが落札率は低めとなっている。

#### 【落札率帯別平均点以上の業務割合】

- 国交省のデータでは、土木・地質・測量全ても落札率が低下すると、「安かろう悪かろう」じゃないかと言うことが分かる。つまり、落札率が高い程業務成績が良い、質が良かったということが分かる。

#### 【調達方式別・総合評価配点比率別の成績評定点】

- 総合評価と調達方式別の状況では、プロポが一番業務成績がいい。技術競争した方が業務成績は良く価格競争は最悪。総合評価の場合は技術と価格の率によってどうかという価格 1 に対して品質のウェイトが高い程成績が良くなっているデータが示されている。こういうことから工事以上にコンサルタント業務は技術で選ぶべきだ。

#### 【コンサルタント選定のための FIDIC ガイドライン】

- FIDIC (世界のコンサルタント協会みたいなもの) が QBS (Quality Based Selection) つまり品質で受注者を決めることを推奨している。
- これ以外には QCBS これは Quality and Cost Based Selections で日本で言う総合評価、その場合でも価格配点は 10%以下かせいぜい 20%以下で、日本の場合は 1 対 3 のケースだと価格が 1/4, 「それでも多すぎる、価格は 20%以下にしろ」と言うのが世界標準。予算の上限を示して後は技術だけで競争する設計コンペ。
- 「価格のねぎり交渉と最低価格選定方式は駄目」と言っている。馬鹿なことをやっているのは日本だけじゃなくって外にいるのかも知れない。随意契約は場合によっては良いなど。
- これが一般的な常識となっている。(下の三角形図によると) 今世界中では、エンジニアリング業務つまりコンサルタント業務、設計・地質・測量等のコストは全体のプロジェクトの内のごくわずか、建設でも維持管理まで含めて考えるとわずかなので入口で安く買いたたいても何も得をしない、トータルを安くしないと、と言うのが今世界での共通認識。

#### 【アメリカ ブルックス法による建設コンサルタント調達の流れ】

- アメリカの連邦政府の発注は (100%法律で決めている) 「技術だけで決めなさい」、これは設計だけでなく地質・測量も地図作成等も幅広く技術だけで決めろと言っており、提案内容のヒアリングを行って受注者を決めると。
- ここで技術的にナンバー 1 の社と、初めてネゴをして価格と中身を決める。折り合わなければナンバー 2 に行くという仕組みで、日本とは異なる。仕事の中身を確認できるというのも、日本と違って良い。



#### 【EU 調達指令による調達方式】

- EU はアメリカほど技術重視ではないが総合評価が多い。入口は EU 調達指令で、公開入札・制限入札どちらでもいいが、総合評価が決め手になっている。

#### 【イギリス OGC による品質/価格の配点比率】

- イギリスの場合 OGC (Office of Government Commerce) という中央政府の調達機関が価格のウェイトをフィジビリティ調査は 1 割～2 割とか、複雑な業務は 2 割～4 割という様に、自治体向けのガイドラインを示し縛っている。
- ガイドラインで縛らないと目先が安ければいいという自治体が多いのが背景。

#### 【QBS と QCBS の長所・短所】

- 品質による競争と総合評価との長所・短所を比較すると、QBS (品質による競争) の方が意思疎通しやすい、質の確保がしやすいのが長所、短所として業務自体が高コストになる。(これは止むを得ない)
- 不公正な調達となる可能性がある。これは技術競争なので恣意的な審査が生じる場合がある。或いは新規参入が難しい。この辺は恣意的なことが起きないように、委員会方式にする、悪いことしたら参入機会をはく奪する、新規も参入しやすくするとか、これは工夫でやれると思う。

#### 【建設コンサルタント業務等の調達方式の改革案】

- コンサルタントの調達方式の課題と提案について、交渉方式をちゃんと位置づける。アメリカに倣って QBS を基本とする。どうしてもコストも見るという場合は FIDIC が言っているように価格要素を最大 20% ぐらいまで落とすべきじゃないか。
- 日本がここまで実現出来ない理由は、総合評価の場合は会計法の例外規定を適用することになっているので財務省協議がいる。財務省が認めてくれないと出来ない。今の日本が価格を 25% みなきやいけないというのが財務省のルールで決まっている。ここは、やはり盛り上げていかないとうまく行かない。
- それから適正な経費による発注、不正防止、新規参入の促進等の工夫がいる。このコンサルタントの調達方法については、海外の事例を比較して昨年土木学会で論文を書いたら、それが建設マネジメント委員会の論文賞をもらった。学識経験者の方も結構関心を持ってくれており、どんどん論文とかで発信していくことが必要です。

### IV 公共事業調達制度改革の方向

#### 【公共工事を取り巻く環境】

- 調達ルール全体を今後どのように持っていく必要があるのかと言うと、財政の逼迫とかいう事情があるが、維持管理対策ニーズが増えている或いは国土強靱化・防災対策、それからミッシングリンク、海外にもっと展開しないといけないとか、こうした背景の中で今の公共事業執行システムを見直すべきところが多々ある。
- 特に今日の議論は公共調達ルールの見直しと価格構造、特に日本の場合は海外と違って上流側から決まると言ったが、こういうものを見直しが必要だろう。



#### 【土木学会 公共事業改革プロジェクト小委員会】

- こうしたことを踏まえ、土木学会で公共事業改革プロジェクト小委員会を2010年に設置し建設マネジメント委員長の小沢先生にも入ってもらってまとめた。マネジメント委員長と公共事業調達の提案を理想形で書いてみようということでもまとめた。

#### 【公共事業調達法提案のポイント】

- ポイントは(1)オープン原則、これは時計の針は戻せない。密室に戻すわけにはいかない。(2)品質確保はドンドン言うべき。(3)民間技術の活用も言うべき。(4)日本の十八番で信用実績の重視、成績点評定の重視。
- 異常を念頭に①日本が異端となってしまった売り買いが一緒くたにではなく、調達を独自のルールとして独立させる②予定価格の厳格な上限拘束を見直す③交渉が出来るようにする④世界標準での Best Value for Money 総合評価をむしろ原則にする価格ではなく、⑤実情に即した落札価格これは低入防止策の実現を図る。
- そして⑥経営力と技術力を分けた企業評価方式への見直しを行う。日本には工事の場合は経営事項審査だとか ABCD ランク付けがあるが、経営力と技術力の評価が混じっている。普通は工事を発注する時にこの会社で大丈夫か、途中で夜逃げしたりしないだろうか、最後までやってくれるのかという経営的な心配、もう一つは技術的に履行可能なのか2つの両方を満たさなきゃいけないことになっている。経営力と技術力を足していくら以上だからいいという話しは無いはず。これをちゃんと見直そうという提案した。
- 公共調達事業法の中であえて“公共事業の調達”と言ったのは2つ理由があって、一つは日本では公共調達法。この法律は公共事業だけではない。公共調達法というと財務省所管のようになる。我々土木屋が提案するのに公共事業調達法と言った方が受け入れられやすい。もう一つは日本は災害大国だから津々浦々建設産業が生き残ってないと災害が発生した時にやっていけない。だから建設産業或いは建設技術を育成するということが発注の目的として考えるべきだ。調達の中に、建設産業の育成発展みたいなものを入れようということで、あえて公共事業調達法にしてる。
- ただ、現実にはそれを直ぐに、一機には変えられない。中小・中堅業者をどうしてくれるのか、色んな問題があって理想形の調達ルールに一機に変えられない。もっと細かい配慮が必要だと。例えば上限拘束の廃止により下限拘束が無くなるのは困る、それをどうするのかとか、むしろ中小地元業者対策をどうするのか、こうした宿題を2012年から引き続いてやっている。

#### 【土木学会建設マネジメント委員会】

- 公共事業執行システム研究小委員会という名前に変えて。建設コンサルタント業務、デザインビルド等の発注方式、発注者の役割、マネジメント手法の見直し、これらの課題検討を2012年の8月から行っており、来年8月には取り纏めたいと考えている。

#### 【法改正に向けた動き】

- 社会経済状況の変化によりこのままの対応では遅いという状況になっており、ピッチを上げないと駄目。今、国会で相当動きがある。2010年に超党派議員による勉強会が出来て、公共調達適正化研究会が動き始めこの時土木学会に対し議員立法で法律を作りたいんだけど土木学会で提案してくれないかと頼まれたが、土木学会は政治家の下請けじゃないというので、それはちょっと距離を置かなきゃいかんと思う。政府に作れと



要請し、それから政局があったりして流が止まってまった。

- 政権が戻ってきてようやく動き出して 2013 年 4 月に自民党の品格議連が公共工事契約適正化委員会を設置し、9 月に通常国会に品確法改正法案を出すぞと言い、入札契約適正化法、建設業法も一緒にやる話になっている。
- これは、どういうことかという制定から 100 年以上たった会計法が問題で、これを変えないといけない。“世界の恥”みたいなものだけど財務省は変える気が全くない。だったら会計法の手続きに入る前の段階にシッカリ書けばいい。
- 例えば元々は前の段階でネゴシエーションしていた。談合すると言われてやらなくなった。それを会計法の手続きに入る前にシッカリ書けばいい訳で、必ずしも会計法を変えなくて、法の手続きに入る前にやってしまう。会計法を骨抜きするぐらいの勢いで品確法を作り直せばいい、ということだと思ふ。
- 品確法と併せてリンクする既存の法令を変えないといけない、ということで入札契約適正化法とか建設業法も改正する。建設業法は国交省所管で入札契約適正化法（国土交通省と総務省と財務省の共管）は国交省が主導的に作ってきた法律だからこれもやりやすい。財務省所管の会計法はさすがに書けなかった。ただ、財務省は「予算決算及び会計令を変えることは止む無し」で変える気にはなっており、これの改正を頭に入れた形で動いていくことになる。

#### 【国土交通省スケジュールイメージ】

- 実態としては、日本の場合は（欧米と違い）議員が自ら法律を作る組織を持たないということで、国土交通省が相当頼られていて、中建審、社整審（社会資本整備審議会）の合同の形で基本問題小委員会が既に動いている。
- 具体のイメージで法律を練っていこうということで、国土交通省大臣官房をメインに「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」を立ち上げ 11 月 15 日に第 1 回の会合を行った。急ピッチで議論を行い年度内にまとめる。
- 非常に重要な局面を迎えており、今度の公共事業品確法の抜本改正で入れたいことは全部入れておかないとしばらくは難しい。今がチャンスなので是非様々な声を盛り上げて頂きたい。例えば、価格競争をコンサルタント業務でさせるなどか、交渉を認めろとか。非常にタイトなスケジュールでドンドン固まっていく。ただ財務省が予算決算及び会計令を変える腹を固めたというのは結構だが、財務省が了解した範囲内でしか議員立法といえども打ち出せない可能性がある。
- ということは、外野の声がうるさい方がよい。そうすると財務省も「仕方がないか」と、圧力でバランスが変わるので。今はそういう中身を作りこんでいる非常に重要な時期なので是非声を大きくして頂いて応援して頂きたい。
- 以上で私の話を終わらせて頂きます。有難うございました。

〔拍手〕

## 事務局便り

建設関連業界を取り巻く環境は公共事業量の増加を受け若干改善の兆しが見えるものの、広島県内に経営拠点を置く当協会の会員企業にとっては、広島県が導入している入札契約制度に起因して依然として厳しい状況にあり、安定経営の実現に不可欠な適正な利潤の確保が困難な状況が続いており、これにより人材の確保・育成を始めとした中長期的な視野に立った経営環境の改善には多くの障害が存在しております。

こうした中で当協会は、昨年4月1日から一般社団法人として装いを新たにし、賛助会員制度の創設や事務局移転と実施事業の見直しによる経費削減に取り組むと共に、国の出先機関との意見交換会を立上げと併せて講習会についても新規メニューの開設など内容の充実を図って参りました。

今後も当協会会員にとって厳しい経営環境が続くことが予想されますが、会員企業各位の経営の一助となるよう頑張ってまいる所存ですので、御理解と御協力をお願い致します。



## 編集後記

新年 明けましておめでとうございます。

今年度、広報誌「年輪」の発行を年明けに発行するように変更いたしました。内容は、昨年大幅に見直ししましたが、昨年以上に今年は内容の充実を図ることに重点おいて編集に取り組んでまいりました。協会員・賛助会員の皆様に一人でも多くの方に読んでいただけるように、総務広報委員一同頑張っていきたいと思っておりますので今後ともよろしくお願いいたします。

また協会員・賛助会員の皆様の投稿を心よりお待ちしております。

最後に広報誌作成に当たり、本号の原稿を執筆していただいた皆様に、心より感謝、御礼申し上げます。

